

## 論文

## 広南東路の商税務・税額

清木場 東

## はじめに

広南東路の北部は諸山により荆湖南路、江南西路、福建路と隔てられ、南は南海に連なる。州軍14からなり、全税務127と多いが、税額は大約24万貫とやや少ない部類に属し、商業活動が盛んな地区ではない。大約3～7万貫の州3（広・潮・英）がみえるので、局地的に商業活動が盛んであった。

次に税務変動率をみると、100～400%の州9（韶・潮・連・賀・端・新・南恩・英）、50～75%の州4（広・循・康・南雄）である。なお封州は37～162%の間であり、惠州は0%である。これらの変動指数は、広南東路のほぼ全域が変動の下に置かれたことを示す。その全域の変動は、税務の実質的増加44務、減少38務であるので、多くの商業空間の発生と消滅を内容とするものであった。

## 1 広州

## (1) 商税統計表

広州の旧務表及び新務表は、次の如くである。なお補編は広・韶・循3州及び潮州新務表の程郷県までを欠くので、それら諸州の新旧税務表は輯稿のみをあげる。

旧務表

旧。在城及清遠・増城・新會・四會・信安・懷集<sup>①</sup>・扶胥口・  
 尼子・馬頭・上岡・厥口・吉河・東南河道十四務  
 歳 27,022・000

新務表

熙寧十年

在	城	W1	37,308・229	
増	城 県	R1	2,526・394	
新	會 県	R2	5,616・728	
清	遠 県	R3	6,770・084	
懷	集 県	R4	1,489・369	
東	莞 県	R5	5,047・418	
金	牛 (鎮)	S1		
馬	頭 (鎮)	S2		
上	岡 (鎮)	S3		②原文欠。旧務表，上岡
②	馬 寧 等 鎮	S4	1,180・484	③ S1～S4の合計。本文参照
扶	胥 口 鎮	S5	③ 919・343	④志，扶胥鎮。
④	尼 子 鎮	S6	159・552	
厥	口 鎮	S7	420・747	
郷	遥 場	T1	354・565	
上	雲 場	T2	39・839	
管	曲 龍 場	T3	363・387	
吉	利 場	T4	3,245・490	
亭	頭 場	T5	600・000	
吉	河 場	T6	36・957	
東	南 河 場	T7	2,624・899	⑤旧務表，河道
	計 <sup>⑤</sup>	20務	68,703・485	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に③の場合，4鎮税額を合計して示す。すでに証したように<sup>(1)</sup>，記載形式の不統一によるもので，4鎮で1つの課額(1,180貫484文)が立てられたものではない。

W1 広州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	37,308	同左	54	37,308	同左	①州：県：鎮：場=5.1：2.9：0.3：1 ②州県：鎮場=5.9：1 ③州：県鎮場=1.1：1 ④州：県=1.7：1 ⑤県：鎮場=2.1：1 ⑥鎮：場=0.3：1 ⑦旧務：新務=14：20 ⑧旧税：新税=1：2.5 ⑨旧税平均：新税平均=1：1.7 ⑩増額率 154% 旧税 27,022 旧務数 14 旧税平均 1,930
県 5	21,448	4,289	31	6,770	1,489	
鎮 7	2,678	382	4	1,180未満	?	
場 7	7,261	1,037	11	3,245	36	
計 20	68,695	3,434		計差	8貫	
州 県 6	58,756	9,792	85	州	0.2貫	
鎮 場 14	9,939	709	15	県	1.9貫	
県鎮場 19	31,387	1,651	46	鎮	2.1貫	
				場	4.1貫	

W1 広州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	郷	鎮					置 務 率		
旧	85		50		0	57	57	42	州	30	11
新	100		70						県最高	140	
									県最低	0	
郷鎮・税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	7	6	7	7	0	8	8	2	30	9	1
新	5	5	14	6	郭 下 県 務				計	39	
	旧 務 合 計		14		旧	新			郷	鎮	最 少
	新 務 合 計		20		0	0			1	0	
									6	7	最 多
									4.2	1.2	平 均
機 関			塩 柵 3, 塩 場 9, 鉄 場 1, 鉛 場 1, 錫 場 1, 銀 場 5, 計 20						置 務 数	0	
									置 務 率	0	

W 1 広州 格中都督府 地理表 (主戸 64,796 客戸 78,465 計 143,261

貢 沈香, 甲香, 龜殼, 詹糖香, 石斛, 水馬, 龜殼, 鼈皮, 藤席)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系計?
望	南海	郭下	6	1	16	0	大通鎮	
上	番禺	郭下	5	7	140		瑞石・平石・獵德・大水・石門・白田・扶胥鎮 鉄場1 銀鑪鉄場	不記
中	清遠	西北 240	4	0	0	銀場1 鉄場1 鉛場1	大富銀場 静定鉄場 錢糾鉛場	不記
中	增城	東 120	4	1	25	0	足子鎮	不記
中	懷集	西北280	6	0	0	銀場1	大利銀場	不記
中下	東莞	東南 300	1	0	0	銀場2 鹽場3 鹽册3	桂角・香山崖銀場 静康・大寧・東莞鹽場 海南・黄田・歸德鹽棚	不記
下	新会	西南 330	4	0	0	錫場1 鹽場6	千歳錫場 海晏・博勞・懷寧・都斛 矧銅・金斗鹽場	不記
計	7		30	9	30	20		
土産	明珠, 大貝, 文犀, 塩, 席, 水馬皮, 玳瑁, 蕉布, 鮫魚皮, 竹布, 石斛, 五色籐, 沈香, 大甲香, 簞, 蕃舶, 鼈, 柑子, 大千金草, 小千金草, 守房郎, 千里廻, 萬里憶, 蕃人香, 崑崙犀, 籐頭母, 渡洛峩, 造酒草, 蚶娘, 蒲樓籐, 烏龜葉, 五勞草, 鷄頭根, 雙筋木葉, 仙鶴, 麝臍, 遙憐, 向日蓮, 紅茉莉, 白茉莉, 紫水蕉							41種

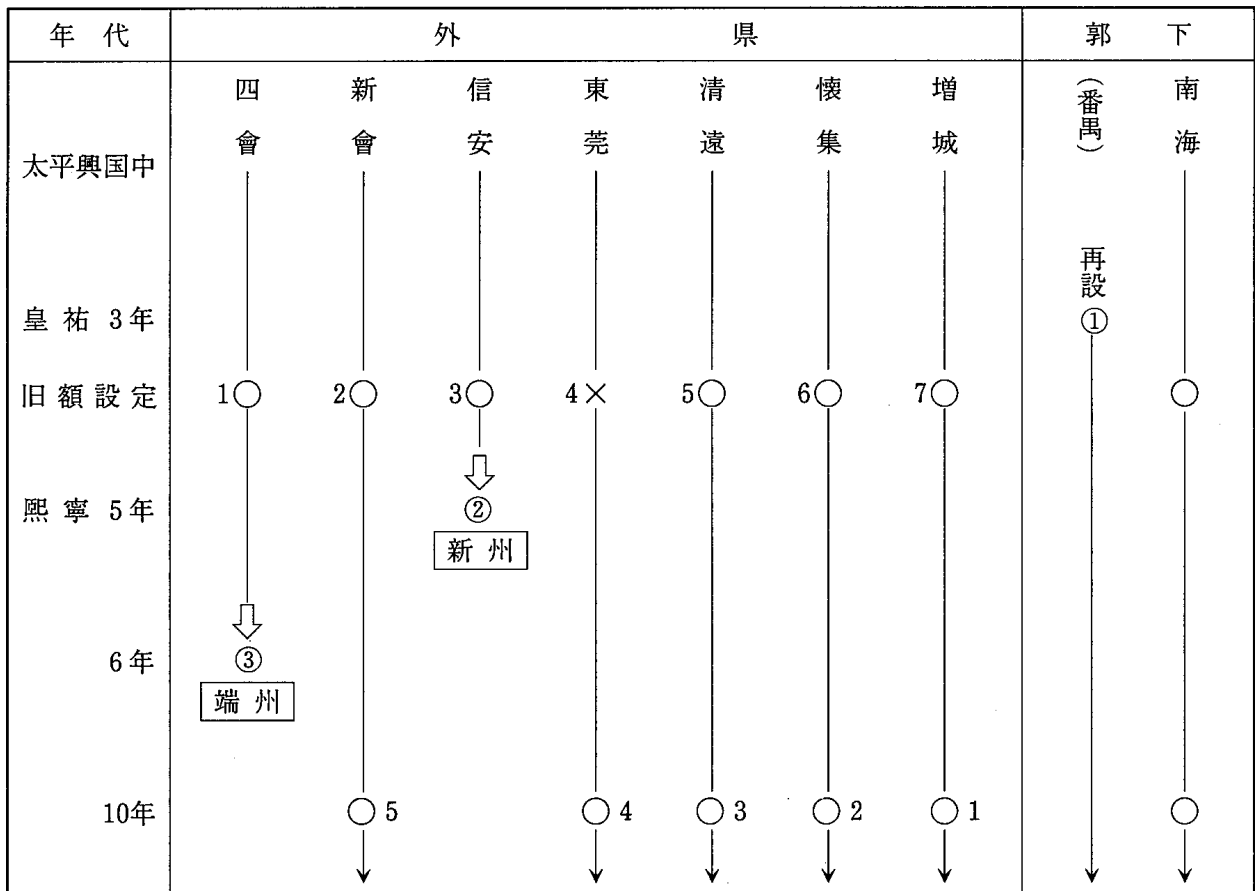
(2) 稅務

広州の太平興国中の管県は、寰宇記157に、「元領県十三。今八。南海・增城・懷集・清遠・東莞・四會・新會・信安」とみえ、郭下の南海県及び外県7である。次に九域志9・置廢に、次の3条がみえる。

- ①皇祐三年。復置番禺県。
- ②熙寧五年。以信安県隸新州。
- ③六年。以四會県隸端州。

①は番禺県の再設、②③は信安県・四会県をそれぞれ新州・端州へ割出したこと

W 1 広州 県変遷図



を伝える。以上を県変遷図に示す。なお地理表によれば、番禺は郭下県である<sup>(2)</sup>。

次に図によれば旧額設定時の旧外県は四会・新会・信安・東莞・清遠・懷集・増城など7県である。それらの7県のうち旧務表に見えるのは、清遠・増城・新会・四会・信安・懷集など6県がみえ、東莞県がみえない。旧置務率（6÷7）は、85%になる。熙寧10年の新外県は、図によれば、増城・懷集・清遠・東莞・新会など5県である。新務表にそれら5県がみえ、新置務率は100%である。次に旧14務は、州県務7・鎮場7であり、旧鎮場率（7÷14）は、50%になる。新20務は、州県務6・鎮場14であり、新鎮場率（14÷20）は、70%になる。

次に旧14務のうち新務表にみえないのは、四会・信安の両務である。図によれば四会県が端州へ、信安県が新州へ割出されているので、両県務は移管務である。

廢務はなく、廢務率は0%である。新20務のうち旧務表にみえないのは、東莞・金牛・馬寧・鄉遙・上雲・管曲龍・吉利・亭頭など8務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、それらの8務は新設務である。新設率(8÷14)は57%になる。

廢務0・新設8・移管2であり、実質増減は8務増になる。また税務変動率((0+8)÷14)は57%で、名目増減率((20-14)÷14)は42%増になる。

次に地理表の広州の郷30、鎮9であり、州の郷鎮比率(9÷30)は、30%になる。県郷鎮比率をみると、最高140%、最低0%である。また7県中の郷最多は6郷、最少は1郷であり、平均は4.2郷になる。鎮最多は7鎮、無鎮の県4であり、平均は1.2鎮になる。全9鎮であるが、扶胥口鎮(地理表は扶胥鎮)のみが新務表にみえ、鎮置務率(1÷9)は、11%になる。次に地理表に塩冊・塩場・鉄場・鉛場・錫場・銀場など3塩冊・17場など20機関がみえるが、いずれも新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

#### 注

- (1) 拙稿「広南西路の商税務・税額」(『産業研経研究』43-2, 2009), 7~8頁。
- (2) 九域志9・広州の注に、「治南海・番禺二県」とみえる。

## 2 韶州

### (1) 商税統計表

韶州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及翁源・樂昌・仁化県・濛濛・白石・靈源・樂昌場・

玉壺鎮・螺坑・馬嶺・舟頭・高藤津十三務

②  
③  
歲

①稿, ※, 志, 瀆  
②稿, 王。志, 玉  
③稿, 嶺。志, 鎮

4,662・000

新 務 表

熙寧十年

在	城	W2	16,962・154	
翁	源	R1	57・121	
樂	昌	R2	622・454	
仁	化	R3	562・195	④原文，九十五文
濛	濃	S1	1,903・575	⑤同①
白	石	T1	50・287	
大	湖	T2	30・531	
浙	橋	T3	2・574	
靈	源	T4	181・790	
伍	汪	T5	126・773	⑥稿，任。志，伍
岑	水	T6	2,113・237	
黃	坑	T7	1,160・135	⑦稿，※。志，坑
蘇	平	T8	296・000	
大	富	T9	9・241	
石	膏	T10	7・000	
州	頭	T11	1,219・331	
	計	16務	25,304・398	

以上の旧務表及び新務表の稅額を稅額表にまとめる。

W 2 韶州 稅 額 表

稅 務 数	合 計	平 均	%	最 多	最 少	对 比	
州	1	16,962	同左	67	16,962	同左	①州：県：鎮：場=3.2：0.2：0.3：1
県	3	1,241	413	5	622	57	②州県：鎮場=2.5：1
鎮	1	1,903	同左	8	1,903	同左	③州：県鎮場=2.0：1
場	11	5,193	472	20	2,113	2	④州：県=13.6：1
計	16	25,299	1,581		計差	5貫	⑤県：鎮場=0.1：1
州 県	4	18,203	4,550	72	州	0.1	⑥鎮：場=0.3：1
鎮 場	12	7,096	591	28	県	0.7	⑦旧務：新務=13：16
県鎮場	15	8,337	555	33	鎮	0.5	⑧旧税：新税=1：5.4
					場	3.8	⑨旧税平均：新税平均=1：4.4
							⑩増額率 442%
							旧税 4,662 旧務数 13 旧税平均 358

W 2 韶州 稅 務 表

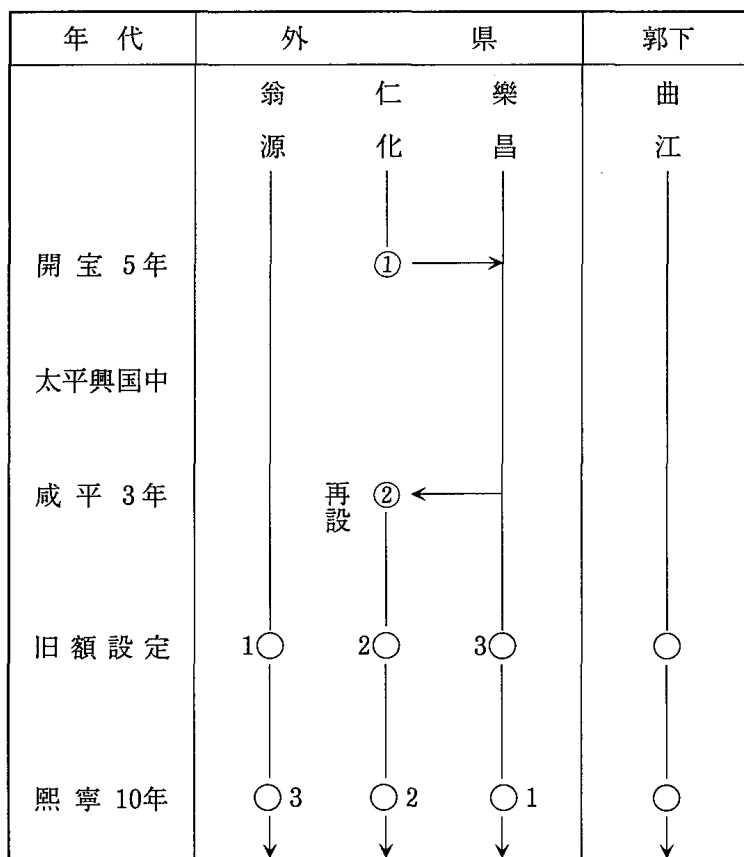
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮			
	旧	100	69	75					州	7	鎮 置 務 率	郷 鎮 比 率
新					100	75	46	69				
							県最低	0				
県鎮・稅務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 稅 務 数	廢 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 稅 務 数	郷 數	鎮 數	置 務 鎮 數	
旧	3	3	9	4	6	9	3	0	27	2	1	
新	3	3	12	4	郭 下 県 務			計	29	郷 鎮	最少	
					旧	新	15	1	最多			
旧務合計			13						3.8	0.2	平均	
新務合計			16		0	0						
備 考	他 機 関		銅場 1, 錢監 1, 鉄場 2, 鉛場 3, 銀場 6					計 13	置務数	7		
									置務率	53		

W 2 韶州 格中 地理表 (主戸 53,501 客戸 3,937 計 57,438 貢 絹, 鍾乳)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 6
望 曲江	郭下	15	1	6	錢監1 銀場3 銅場1	濛瀨鎮 永通錢監 靈源・石膏・岑水銀場 中子銅場	曲江・桂水 2
望 翁源	東 90	4	1	25	銀場1 鉛場1	玉壺鎮 大湖銀場 大富鉛場	翁水 1
中 樂昌	北 140	4	0	0	銀場2 鉛場1	伍汪・黃坑銀場 太平鉛場	武溪 1
中 仁化	東 150	4	0	0	鉄場2 鉛場1	火衆・多田鉄場 多宝鉛場	五渡水・潼溪 2
計 7		27	2	7	13	土産 蕉布, 竹布, 石斛, 甲香, 水馬, 鮫魚皮, 髻蛇	7種



W 2 韶州 県変遷図



(2) 税務

韶州の太平興国中の管県は、寰宇記159に、「元領県六。今三。曲江・樂昌・翁源」とみえ、郭下の曲江県及び外県2である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①（開宝）五年。省仁化県入樂昌。

②咸平三年。復置。

①は仁化県の廢止，②はその再設を伝える。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧額時代の旧外県と熙寧10年の新外県は同じで、翁源・仁化・樂昌など3県である。旧務表と新務表に、それら3県がみえるので、新旧の県置

務率は100%である。旧13務は、州県務4・鎮場9であり、旧鎮場率(9÷13)は、69%になる。新16務は、州県務4・鎮場12であり、新鎮場率(12÷16)は、75%になる。

次に旧13務のうち新務表にみえないのは、樂昌場・玉壺鎮・螺坑・馬嶺・舟頭・高藤津など6務である。図に他州軍への割出はみえないので、それらの6務は廃務である。廃務率(6÷13)は、46%になる。新16務のうち旧務表にみえないのは、大湖・浙橋・伍汪・岑水・黄坑・蘇平・大富・石膏・州頭津など9務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、それらの9務は新設務である。新設率(9÷13)は、69%になる。なお移管務はない。

廃務6・新設9・移管0であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率((6+9)÷13)は115%で、名目増減率((16-13)÷13)は23%増になる。

次に地理表の韶州の郷27、鎮2であり、州の郷鎮比率(2÷27)は7%になる。県の郷鎮比率をみると、最高25%、最低0%である。次に7県中の郷最多は15郷で、最少は4郷であり、平均は3.8郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県2であり、平均は0.2鎮である。全2鎮のうち濛濃が新務表にみえ、鎮置務率は50%である。次に錢監1と銀・銅・鉛・鉄場12など計13機関が地理表にみえる。それらのうち大湖銀場・靈源銀場・伍汪銀場・岑水銀場・黄坑銀場・大富鉛場・石膏銀場など7場が新務表にみえ、その置務率(7÷13)は、53%になる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

なお玉壺鎮は旧務表にみえ、新務表にみえないが、地理表の翁源県にみえるので、元豊まで存在した。広州においても税務が全ての鎮に置かれることはなかったことがわかる。

### 3 循州

#### (1) 商稅統計表

循州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及興寧・龍川・羅翊四務

歲 2,590・000

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W3	16・135
長	樂	県 R1	32・786
興	寧	県 R2	1・996
	計	3務	50・917

以上の旧務表及び新務表の稅額を稅額表にまとめる。

W3 循州 稅 額 表

稅務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	16	同左	33	16	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－ ②州県：鎮場＝－：－ ③州：県鎮場＝－：－ ④州：県＝0.4：1 ⑤県：鎮場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務＝4：3 ⑧旧稅：新稅＝1：0.01 ⑨旧稅平均：新稅平均＝1：0.02 ⑩増額率 －98%
県 2	33	16	67	32	1	
鎮 0						
場 0						
計 3	49	16		計差	1貫	
州 県				州	0.1	
鎮 場				県	1.7	
県鎮場						旧稅 2,590 旧務数 4 旧稅平均 647

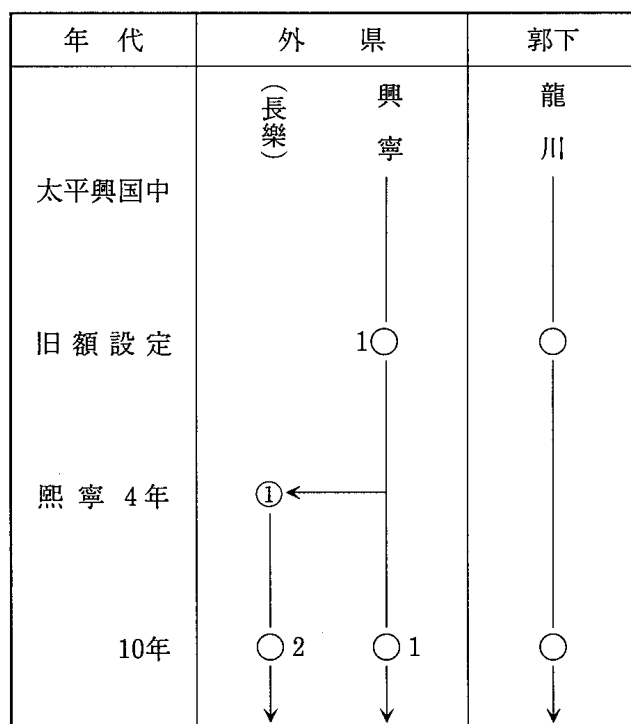
W3 循州 稅務表

比率	県置務率		鎮場率		廃務率	新設率	稅務變動率	名目増減率	郷 鎮			
									郷鎮比率		鎮置務率	
旧	100		50		50	25	75	-25	州	14	0	
新	100		0						県最高	50		
					県最低	0						
旧	外県数	置務県数	鎮場数	州県務数	廃務数	新設数	実質増減	移管務数	郷数	鎮数	置務鎮数	
												7
新	2	2	0	3	郭 下 県 務			計	8	最少		
					旧	新	郷	鎮	3		1	最多
旧務合計			4					2.3		0.3	平均	
新務合計			3		0			0				
機 関		鉛場 1, 銀場 5							計 6		置務数	0
											置務率	0

W3 循州 格下 地理表 (主戸 25,634 客戸 21,558 計 47,192 貢 絹, 藤盤)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 4
望 龍川	郭下	2	1	50	場1	駅歩鎮 大有鉛場	龍川江, 鰐湖 2
望 興寧	東北 135	2	0	0	場1	夜明銀場	興寧江 1
上 長樂	東北 100	3	0	0	場4	羅翊・洋頭・大佐 瀨湖錫場	熱水 1
計 3		7	1	14	6	土産 大甲香, 小甲香, 五色藤香, 鮫魚皮, 五距碧雞, 越鳥, 鸚鵡, 荔枝, 龍圓	9種

W 3 循州 県変遷図



(2) 稅務

循州の太平興國中の管県は、寰宇記159に、「元領県六。今二。龍川・興寧」と見え、郭下の龍川県及び外県1である。九域志9・置廢に、次の1条が見える。

①熙寧四年。析興寧県地置長樂県。

①は興寧県の地を割いて、長樂県を建置したことを伝える<sup>(1)</sup>。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧額設定時の旧外県は興寧県のみで、旧務表に見えるので、旧置務率は100%である。熙寧10年の新外県は、長樂・興寧の2県で、いずれも新務表にみえ、新置務率も100%である。次に旧4務は、州県務2・鎮場2であり、旧鎮場率(2÷4)は、50%になる。新3務は州県務のみで、鎮場を含まず、新鎮場率は0%である。

次に旧4務のうち新務表にみえないのは、龍川・羅翊の2務である。図に他州

軍への割出はみえないので、それらの両務は廃務である。廃務率（ $2 \div 4$ ）は、50%になる。新3務のうち旧務表にみえないのは、長樂県務である。図によれば、同県は興寧県から割出した新設の県であるので、同務は新設務である。新設率（ $1 \div 4$ ）は、25%になる。なお移管務はない。

廃務2・新設1・移管0であり、実質増減は1務減になる。また税務変動率（ $(2 + 1) \div 4$ ）は75%で、名目増減率（ $(3 - 4) \div 4$ ）は25%減になる。

次に地理表の循州の郷7、鎮1であり、州の郷鎮比率（ $1 \div 7$ ）は、14%になる。県の郷鎮比率は最高50%、最低0%である。次に3県中の郷最多は3郷、最少は2郷であり、平均は2.3郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県2であり、平均は、0.3鎮になる。唯一の駅歩鎮は新務表にみえず、鎮置務率は0%である。次に地理表に鉛・錫・銀などの6場がみえるが、新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

#### 注

- (1) 方域7-13・循州・興寧県に、「天禧二年。移治長樂舊址」とみえ、県治の長樂県旧址への移転を伝える。本文に示した資料①によれば、長樂県の建置は熙寧4年であるから矛盾する。しかしここに言う長樂旧址は、前代の長樂県旧址をさすものと思われる。

## 4 潮州

### (1) 商税統計表

潮州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及潮陽・松口・招迎・黄崗五務

歳

10,799・000 ①原文、貫文  
①

新 務 表

熙寧十年

在	城	W4	15,329・174	
程	鄉	R1	2,922・962	②以下の数は補編にも収録
潮	陽	R2	7,639・265	
圃	湾	S1	2,740・357	
黄	崗	S2	189・925	
横	衝	T1	188・000	③稿, 街, 補, ※。志, 衝。地, 衝
烏	鬪	T2	150・000	
石	阮	T3	8・500	
樂	口	T4	590・650	
強	豊	T5	・322	
松	口	T6	31・451	
焦	溪	T7	200・951	
招	迎	T8	292・028	
	計	13務	30,283・585	

以上の旧務表及び新務表の稅額を稅額表にまとめる。

W 4 潮州 稅 額 表

稅 務 数	合 計	平 均	%	最 多	最 少	对 比
州 1	15,329	同左	51	15,329	同左	①州：県：鎮：場=10.5：7.2：2.0：1
県 2	10,561	5,280	35	7,639	2,922	②州県：鎮場=5.9：1
鎮 2	2,929	1,464	10	2,740	188	③州：県鎮場=1.0：1
場 8	1,459	182	5	590	0.322	④州：県=1.4：1
計 13	30,278	2,329		計差	5貫	⑤県：鎮場=2.4：1
州 県 3	25,890	8,630	86	州	0.1	⑥鎮：場=2.0：1
鎮 場 10	4,388	438	14	県	1.2	⑦旧務：新務=5：13
県鎮場 12	14,949	1,245	49	鎮	1.2	⑧旧稅：新稅=1：2.8
				場	2.9	⑨旧稅平均：新稅平均=1：1.0
						⑩増額率 180%
						旧稅 10,799 旧務数 5 旧稅平均 2,159

W 4 潮州 稅 務 表

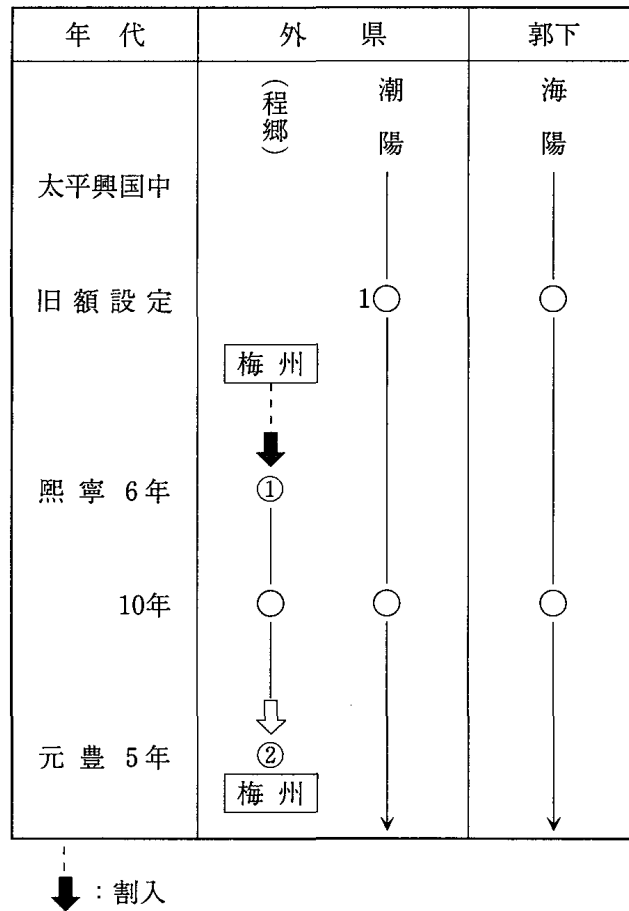
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
	州	63	28	鄉 鎮 比 率					鎮 置 務 率		
旧				100	60	0	140	140		160	州
新	100	76	県最高	71							
			県最低	50							
県 鎮 ・ 稅 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 務 数	鄉 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	1	1	3	2	0	7	6	1	計	18	最少
新	2	2	10	3	郭 下 県 務			鄉	4	2	
旧 務 合 計			5		旧	新		7	5	最多	
新 務 合 計			13		0	0		5.5	3.5	平均	
機 関		塩務 3, 錫場 3, 銀場 1, 計 7							置務数	3	
									置務率	42	

W 4 潮州 格下 地理表 (主戸 56,912 客戸 17,770 計 74,682 貢 蕉布, 甲香, 鮫魚皮)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 1
望 海陽	郭下	7	5	71	筋州・黄岡・圃湾・裏湾・ 浄口鎮 塩務3 銀場1 錫場3	浄口・松口・三河口塩務 彊豊済銀場 横衝・黄岡・錦田錫場	悪溪 1 0
緊 潮陽	南 130	4	2	50	0	海口・黄岡鎮	0
計 2		11	7	63	7	土産 水馬, 甲香, 鮫魚皮, 海桐皮, 蕉布, 烏葉, 地黄, 千金鈞葉	8 種



W 4 潮州 県変遷図



(2) 税務

潮州の太平興國中の管県は、寰宇記158に、「元領県三。今二。海陽・潮陽」と見え、郭下の海陽県及び外県1である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①熙寧六年。廢梅州。以程郷県隸州。

②元豊五年。程郷県復隸梅州。

①は梅州の廢止にともない、程郷県が潮州に割入されたことを記す。②は元豊5年に梅州が再設されたため、程郷県をこれに割出したことを伝える。以上を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は潮陽のみであり、旧務表にみえるので、旧置務率は100

%である。新外県は潮陽・程郷の2県で、両県ともに新務表にみえるので、新置務率も100%である。次に旧5務は州県務2・鎮場3であり、旧鎮場率 $(3 \div 5)$ は、60%になる。新13務は、州県務3・鎮場10であり、新鎮場率 $(10 \div 13)$ は、76%になる。

次に旧5務はすべて新務表にみえるので、廃務はなく、廃務率は0%である。新13務のうち旧務表にみえないのは、程郷・圃湾・横衝・烏鬪溪・石阮・楽口・強豊濟・焦溪など8務である。図によれば、梅州が熙寧6年に割入されている。梅州の旧務表にみえるのは、それら8務のうち程郷(=在城)のみである。したがって程郷務は移管務である。他の7務は新設務であり、新設率 $(7 \div 5)$ は、140%になる。

廃務0・新設7・移管1であり、実質増減は6務増になる。また税務変動率 $((0 + 7) \div 5)$ は140%で、名目増減率 $((13 - 5) \div 5)$ は160%になる。

次に地理表の潮州の郷11，鎮7であり，州の郷鎮比率 $(7 \div 11)$ は，63%になる。県の郷鎮比率の最高は71%で，最低は50%である。次に2県中の郷最多は7郷，最少は4郷であり，平均は5.5郷になる。鎮最多は5鎮，最少2鎮であり，平均は3.5鎮になる。また全7鎮のうち新務表に圃湾・黄崗など2鎮がみえる。鎮置務率 $(2 \div 7)$ は，28%になる。次に地理表に塩務，錫場，銀場など7場務がみえ，そのうち横衝錫場・強豊濟銀場・松口塩務など3務がみえる。その置務率 $(3 \div 7)$ は，42%になる。なお，新務表にみえる烏鬪溪銀場・石阮銀場・楽口銀場など3銀場は地理表にみえないので元豊中に廃されたと思われる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

## 5 連州

### (1) 商稅統計表

連州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及桐臺・清瀧・保安四務

①稿・補，龍。志，瀧

歲

4,115・000

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W5	6,859・456
陽	山	R1	312・432
連	山	R2	370・272
桐	臺	S1	82・391
清	瀧	S2	63・642
保	安	S3	26・755
	計	6務	7,714・948

②稿・補，隴。志，瀧

以上の旧務表及び新務表の稅額を稅額表にまとめる。

W5連州 稅額表

稅務数	合計	平均	%	最多	最少	対比	
州	1	6,859	同左	89	6,859	同左	①州：県：鎮：場=40.1：3.9：1：-
県	2	682	341	9	370	312	②州県：鎮場=44.0：1
鎮	3	171	57	2	82	26	③州：県鎮場=8.0：1
場	0						④州：県=10.0：1
計	6	7,712	1,285		計差	2貫	⑤県：鎮場=3.9：1
州 県	3	7,541	2,513	98	州	0.4	⑥鎮：場=-：-
鎮 場	3	171	57	2	県	0.7	⑦旧務：新務=4：6
県鎮場	5	853	170	11	鎮	1.7	⑧旧稅：新稅=1：1.8
							⑨旧稅平均：新稅平均=1：1.2
							⑩増額率 87%
							旧稅4,115 旧務数4 旧稅平均1,028

W 5 連州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
									鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率	
旧	0		75		0	50	50	50	州	9	100
新	100		50						県最高	66	
					県最低	0					
県鎮・ 税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	実 質 增 減	移 管 務 数	鄉 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	2	0	3	1	0	2	2	0	22	2	2
新	2	2	3	3	郭 下 県 務			計	24		
	旧 務 合 計		4		旧	新		郷	3	鎮	最少
	新 務 合 計		6		0	0		3	0		
								16	2		最多
								7.3	0.6		平均
機 関		銅場 1, 銀場 1 計 2							置務数	0	
									置務率	0	

W 5 連州 格下 地理表 (主戸 30,438 客戸 6,504 計 36,942 貢 白紵, 鍾乳)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 4
望 桂陽	郭下	16	0	0	場1	同官銀場	湟水, 海陽湖 2
中 陽山	東南 147	3	2	66	場1	桐台・清瀧鎮 銅坑銅場	茂溪水 1
中 連山	西 160	3	0	0	0		滑水 1
計 3		22	2	9	2	土産 鍾乳, 細布, 白苧, 水銀, 朱砂, 白蠟(宋版)	6種

W 5 連州 県変遷図

年 代	外 県		郭下
	連 山	陽 山	桂 陽
太平興國中	↓	↓	↓
旧 額 設 定	1×	2×	○
	↓	↓	↓
熙 寧 10年	○ 2	○ 1	○
	↓	↓	↓

(2) 税務

連州の太平興國中の管県は、宋版寰宇記117に、「元領県三。桂陽・陽山・連山」とみえ、郭下の桂陽県及び外県2である。九域志9及び他書は、太平興国～元豊間の州県変遷を記していない。以上のことを県変遷図に示す。

図によれば旧外県と新外県は同じで、連山・陽山の2県である。旧務表に両県はみえないので、旧置務率は0%である。新務表には両外県がみえるので、新置務率は100%である。次に旧4務は、州県務1（在城）・鎮場3であり、旧鎮場率（3÷4）は、75%になる。新6務は、州県務3・鎮場3であり、新鎮場率（3÷6）は、50%になる。

次に旧4務はすべて新務表にみえるので、廃務はなく、廃務率は0%である。新6務のうち旧務表にみえないのは、陽山・連山2県である。図によれば他州軍からの割入は行われていないので、それらの両務は新設務である。新設率（2÷4）は、50%になる。なお移管務はない。

廢務 0・新設 2・移管 0 であり，実質増減は 2 務増になる。また税務変動率  $((0 + 2) \div 4)$  は 50% で，名目増減率  $((6 - 4) \div 4)$  は 50% 増になる。

次に地理表の連州の郷 22，鎮 2 であり，州の郷鎮比率  $(2 \div 22)$  は，9% になる。県郷鎮比率をみると，最高 66%，最低 0% である。次に 3 県中の郷最多は 16 郷，最少は 3 郷であり，平均は 7.3 郷になる。鎮の最多は 2 鎮，無鎮の県 2 であり，平均は 0.6 鎮になる。また鎮は桐台・清瀧 2 鎮であるが，両鎮がともに新務表にみえ，鎮置務率は 100% である。次に地理表に銀場・銅場など 2 場がみえるが，新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

## 6 賀州

### (1) 商税統計表

賀州の旧務表及び新務表は，次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及遼崗市・武安市・短潭市・北度市・樊村市・南郷市・  
 太平市・古潭市・川石市・白博市・古城市・亭歩市・實城市・馮  
 乘市・大山市・廣利市・白霞市・龍崗市・龍合市・龍腹市・遼峽  
 ④ 溪市・清河市・寶建市・桂嶺市二十五務  
 ⑦ ⑧  
 歳 2,430・000

①稿・補，欠。本文参照  
 ②稿・補，欠。本文参照  
 ③稿・補，欠  
 ④補，城。 ⑤補，尖  
 ⑥稿・補，欠 ⑦補，領  
 ⑧原文，二十一 合計，25  
 本文参照

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W6	3,238・471
富	川	R1	1,498・496
桂	嶺	R2	585・981
	計	3務	5,322・948

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①②③⑥及び⑧につ

いて述べる。①②③⑥の市を補わなければ、原文は「武安短潭市」、「北度樊村市」、「古城亭歩市」、「龍岡龍合市」であり、それぞれ4文字の地名となる。4文字の地名は他に例がなく、①②③⑥を市の字を補うと、それぞれ2字の地名となり、且つ地名として不自然ではない。⑧の原文「二十一務」は4文字地名を前提とした税務数である。即ち市の字で区切って原文は読むと21務になる。統計資料の4京23道の諸州軍に4文字地名がないこと、また「武安短潭市」、「北渡樊村市」、「古城亭歩市」、「龍岡龍合市」は、地名として不自然で異和感があること、また市を補うとすべて2字地名になり、且つ地名として不自然ではないこと、これらの4点から、原文は①②③⑥の市の字を脱漏していると考えられる。この考え方に従って論を進める。したがって旧税務数は25務となる。なお郭正忠書では、税務表を21務とする（郭書、187頁）。これは原文の「二十一務」に従ったものである。換言すれば4箇処の4文字地名を認めたことになる。

W6 賀州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	3,238	同左	61	3,238	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－ ②州：県：鎮：場＝－：－ ③州：県：鎮：場＝－：－ ④州：県＝1.5：1 ⑤県：鎮：場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務＝－：－ ⑧旧税：新税＝1：2.1 ⑨旧税平均：新税平均＝1：18.2 ⑩増額率 118%
県	2	2,083	1,041	39	1,498	585	
鎮	0						
場	0						
計	3	5,321	1,773		計差	1貫	
州 県					州	0.4	
鎮 場					県	1.4	
県鎮場							
						旧税 2,430 旧務数 25 旧税平均 97	

W6 賀州 稅務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮			
									鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率		
旧	0		96		96	8	104	88	州	0	—	
新	100		0						県最高	0		
					県最低	0						
	県 鎮 ・ 稅 務	外 県 數	置 務 県 數	鎮 場 數	州 県 稅 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 稅 務 數	鄉 數	鎮 數	置 務 鎮 數
旧	2	0	24	1	24	2	-22	0	9	0	—	
新	2	2	0	3	郭 下 県 務			9	0	—		
	旧 務 合 計		25		旧	新		計	9	—		
	新 務 合 計		3					鄉	2	0	最少	
								鎮	5	0	最多	
								平均	3.0	—	平均	
機 関		銀場 1		計 1				置務數	0			
								置務率	0			

W6 賀州 格下 地理表 (主戸 33,938 客戸 6,267 計 40,205 貢 銀)

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
緊	臨賀	郭下	5	0	0	場1	太平銀場	臨賀水	1
上	富川	西北 145	2	0	0	0		富水	1
中	桂嶺	東北 82	2	0	0	0			0
計	3		9	0	0	1	土産 黎母汁, 蚰蚘膽, 千金藤葉, 白蠟, 山鍾乳, 觜螞, 龍鳳化紋簞		7種



W 6 賀州 県変遷図

年 代	外 県		郭下
	桂 嶺	富 川	臨 賀
太平興國中	↓	↓	↓
旧 額 設 定	1×	2×	○
	↓	↓	↓
熙 寧 10年 1077	○ 2	○ 1	○
	↓	↓	↓

(2) 税務

賀州の太平興國中の管県は、寰宇記161に、「元領県六。今三。臨賀・富川・桂嶺」とみえ、郭下の臨賀県及び外県2である。九域志9・置廢には、太平興國後の州県の変化は記されていない。他書にも変化を記さない。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県と新外県は同じで、桂嶺・富川の2県である。旧務表に両県はみえないので、旧置務率は0%である。なお旧務表の末に「桂嶺<sup>○</sup>市」がみえる。補編は「桂嶺<sup>○</sup>市」である。いずれが正しいか明らかではない。また「桂嶺<sup>○</sup>市」の「市」は「県」の誤りという考え方もできるが、原文に従い、「桂嶺<sup>○</sup>市」として論を進める。なお桂嶺県に県名と同名の桂嶺市があったとしても不自然ではないであろう。これは県名と同名の鎮は散見されることから首肯されよう。なお全県に税務が置かれず、多くの市に税務が置かれた旧額時代の税務政策は例外に属し、注目される。

次に新務表に新外県の富川・桂嶺2県がみえるので、新置務率は100%である。

次に旧25務は、州県務1（在城）・鎮場24であり、旧鎮場率（ $24 \div 25$ ）は、96%になる。新3務は州県務3・鎮場0であり、新鎮場率は0%である。

次に旧25務のうち新務表にみえるのは、在城のみである。図によれば、他州軍への割出は行われていないので、他の24務は廢務である。廢務率（ $24 \div 25$ ）は96%になる。新3務のうち旧務表にみえないのは、桂嶺・富川の両県務である。図によれば、他州軍からの割入は行われていないので、両県務は新設務である。新設率（ $2 \div 25$ ）は、8%になる。なお移管務はない。

廢務24・新設2・移管0であり、実質増減は22務減になる。また税務変動率（ $(24 + 2) \div 25$ ）は104%で、名目増減率（ $(3 - 25) \div 25$ ）は88%減になる。

次に地理表の賀州の郷9，鎮0であり，州県の郷鎮比率はすべて0%になる。また鎮の最多・最少・平均は0で，鎮置務率の計算式は成立しない。3県中の郷最多は5郷，最少は2郷であり，平均は3.0郷である。なお地理表に太平銀場がみえるが，税務は置かれていない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

## 7 封州

### (1) 商税統計表

封州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及開建県・ $\frac{\text{六虚市八務}}{\text{① ②}}$   
 歳

1,823・000

①本文参照

②稿，補，三。本文参照

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W7	3,359・482
外	場	T1	215・696

③	五 虚	T2~T6	2,016・142	③本文参照
	計	④ 7務	5,591・320	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①の「六墟市」及び③「五虚」について述べる。虚は周知の如く、嶺南などにおける草市である。一般に市名は市が立つ地の地名、もしくは市が立つ日（十二支）に因む名称、その他の名称を有する。例えばW10康州（後掲）には、新虚・帰虚・晏虚・馬虚などがみえる。またW13英州には、鳳林虚・大岡虚・陽溪虚・板歩虚・長崗虚・黄中虚・台石虚・光口虚・龍崗虚・白鈎虚・回口虚・蓮塘虚などがみえる。こうした例からみると、旧務表の六虚市・新務表の五虚は、6つの虚市、5つの虚と解すべきであろう。税務が置かれた地名を記さず「〇〇等十二務」「十五務」の例もみられる<sup>(1)</sup>。六虚市・五虚はこの地名を省略して税務数を記す例に類するものと思われる。換言すれば、六虚市・五虚は、税務の固有名称ではなく、6つの虚市、5つの虚市を意味する。以下ではこの考え方に従って論を進める。

六虚市は6つの虚市であるから、⑧の原文の旧税務数の新税務数「三」は、「八」に訂正しておく。また④の新税務数は、在城・外場<sup>(2)</sup>、及び5つの虚の合計で、7務として論を進める。

W7封州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	3,359	同左	31	3,359	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－
県	0						②州県：鎮場＝0.4：1
鎮	0						③州：県鎮場＝－：－
場	7	7,607	1,086	69	?	?	④州：県＝1.5：1
計	8	10,966	1,370		計差	1貫	⑤県：鎮場＝－：－
州 県					州	0.4	⑥鎮：場＝－：－
鎮 場					県	0.8	⑦旧務：新務＝8：7
県鎮場							⑧旧税：新税＝1：6.0
							⑨旧税平均：新税平均＝1：6.0
							⑩増額率 501%
							旧税 1,823 旧務数 8 旧税平均 227

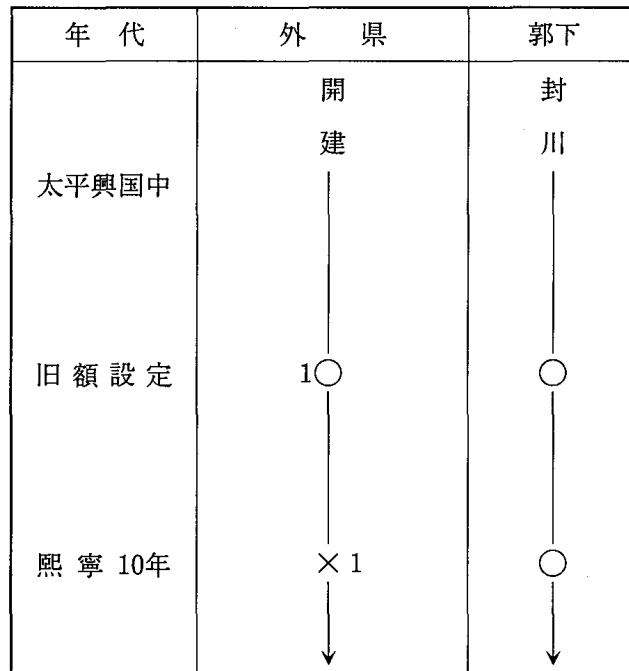
W7封州 税務表

比率	県置務率		鎮場率		廃務率	新設率	税務変動率	名目増減率	郷 鎮		
	外	置	鎮	州					郷鎮比率		鎮置務率
旧	100		75		25 ~ 87	12 ~ 75	37 ~ 162	0	州	0	—
新	0		85						県最高	0	
					県最低	0					
県鎮・税務	外	置	鎮	州	廃	新	実	移	郷	鎮	置
	数	務	場	県	務	設	質	管	数	数	務
	数	数	数	務	数	数	増	務	数	数	鎮
	数	数	数	数	数	数	減	数	数	数	数
旧	1	1	6	2	2~7	1~6	-1	0	8	0	0
新	1	0	6	1	郭 下 県 務				計	8	
									郷	鎮	最少
									2	0	
	旧務合計		8		旧		新		6	0	最多
	新務合計		7		0		0		4.0	—	平均
機 関		ナシ							置務数	0	
									置務率	—	

W7封州 格下 地理表 (主戸 1,726 客戸 1,013 計 2,739 貢 銀)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 3
下 封川	郭下	6	0	0	0		西江, 封口水 2
下 開建	北 170	2	0	0	0		封溪水 1
計 2		8	0	0	0	土産 鮫魚皮, 春紫笋茶, 夏紫笋茶, 榛牛, 都落布, 牛黄	6種

W7 封州 県変遷図



(2) 税務

封州の太平興國中の管県は、寰宇記164に、「元領県二。封川・開建」とみえ、郭下の封川県及び外県1である。九域志9及び他書は、太平興国後～元豊間の州県の変化を伝えていない。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県は開建である。同県が旧務表にみえるので、旧置務率は100%である。新外県も開建であるが、新務表にみえないので、新置務率は0%である。次に旧8務は、州県務2・鎮場6であり、旧鎮場率（6÷8）は、75%になる。新7務は州県務1（在城）・鎮場6であり、新鎮場率（6÷7）は、85%になる。

次に図によれば、他州軍への割出は行われていないので、旧8務で新務表にみえない税務は廃務である。開建が新務表にみえないので廃務である。また旧務表の6虚市中の5虚市と新務表の5虚市（以下、虚）との異同により、廃務数が相違

する。旧務表の5虚と新務の5虚がすべて同じであれば、1虚が廃務であり、これと開建と合わせて2務が廃務で、廃務率 $(2 \div 8)$ は、25%になる。また旧務の5虚と新務の5虚とがすべて異なるならば、6虚はすべて廃務で、これと開建を合わせて7務が廃務である。廃務率 $(7 \div 8)$ は、87%になる。後掲の表に示しているように、旧務表の6虚中の5虚と新務の5虚との異同は6ケースとなり、廃務数・廃務率も6ケースである。

次に図によれば、他州軍からの割入はないので、新7務のうち旧務表にみえない税務は新設務である。まず外場は旧務表にみえないので新設務である。新務の5虚が、旧務の6虚中の5虚と同じであれば、新設は外場のみで、新設率 $(1 \div 8)$ は、12%になる。新設・新設率のケースは、新務5虚と旧務6虚との異同により、廃務・廃率と同じく6ケースになる。新設最多は、新務5虚と旧務6虚とが全て異なる場合で、外場を入れて6務であり、新設率 $(6 \div 8)$ は、75%になる。6ケース中の他の4ケースは表に示す。

廃務2～7・新設1～6・移管0である。実質増減は廃務数と新設数との差であり、表に示しているように、常に1務減になる。また税務変動率は、廃務と新設との合計を旧務数8で除するので、やはり6ケースがでる。最低 $((2+1) \div 8)$ は37%、最高162%になる。他の4ケースは表に示している。また名目増減率は新務数から旧務数を差引き、これを旧務数で除す。新務と旧務は一定であるので、6ケースの名目増減率 $((7-8) \div 8)$ は、12%減で、一定である。

次に地理表の封州の郷8、鎮0であり、州県の郷鎮比率は0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少は2郷であり、平均は4.0郷である。鎮の最多・最少・平均は0であり、鎮置務率の式は成立しない。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表にまとめる。

旧務5虚・新務5虚の異同ケース別の諸比率

ケース番号	廃務数	廃務率	新設数	新設率	実質増減	税務の異・同	税務変動率	名目増減率
1	2	25	1	12	-1	a b c d e = アイウエオ	37	-12
2	3	37	2	25	-1	a ≠ ア, b c d e = イウエオ	62	-12
3	4	50	3	37	-1	a b ≠ アイ, c d e = ウエオ	87	-12
4	5	62	4	50	-1	a b c ≠ アイウ, d e = エオ	112	-12
5	6	75	5	62	-1	a b c d ≠ アオウエ, e = オ	137	-12
6	7	87	6	75	-1	a b c d e ≠ アイウエオ	162	-12

a b c d eは旧務表の六虚市中の5虚市，アイウエオは新務表の五虚，  
 =：左右の税務が同じ ≠：左右の税務が異なる

注

- (1) 拙稿「広南西路の商税務・税額」（『産業経済研究』43-1, 2002, 7），30～31頁。
- (2) (1)に同じ。

8 端州

(1) 商税統計表

端州の旧務表及び新務表は，次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

2,659・000  
 ①②

①補，※  
 ②補，五

新務表

熙寧十年

在	城	W8	7,914・601	
四	會	R1	3,237・980	
③	山	S1	21・507	③稿・補, 三。志, 山。本文参照
④	水		④補, 七十	
⑤	胥	S2	8,505・301	⑤補, 欠
⑥	口	T1	90・827	⑥補, 三
⑦	黄		⑦補, 三	
	客			
	計	5務	19,770・216	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に③の原文は、「三」であり、三水鎮とする。後文で述べるように、地理志・高要県に山水鎮がみえ、三水鎮はみえないが、方域には高要県三水鎮がみえる。「三」(Sān)と「山」(shān)は音が似ているので、同一鎮と思われる。

W8端州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	7,914	同左	40	7,914	同左	①州：県：鎮：場=87：35：94：1
県 1	3,237	同左	16	3,237	同左	②州県：鎮場=1.2：1
鎮 2	8,526	4,263	43	8,505	21	③州：県鎮場=0.6：1
場 1	90	同左	1	90	同左	④州：県=2.4：1
計 5	19,767	3,953		計差	3貫	⑤県：鎮場=0.3：1
州 県 2	11,151	5,575	56	州	0.6	⑥鎮：場=94：1
鎮 場 3	8,616	2,872	44	県	0.9	⑦旧務：新務=1：5
県鎮場 4	11,853	2,963	60	鎮	0.8	⑧旧税：新税=1：7.4
				場	0.8	⑨旧税平均：新税平均=1：1.4
						⑩増額率 643%
						旧税 2,659 旧務数 1 旧税平均 2,659



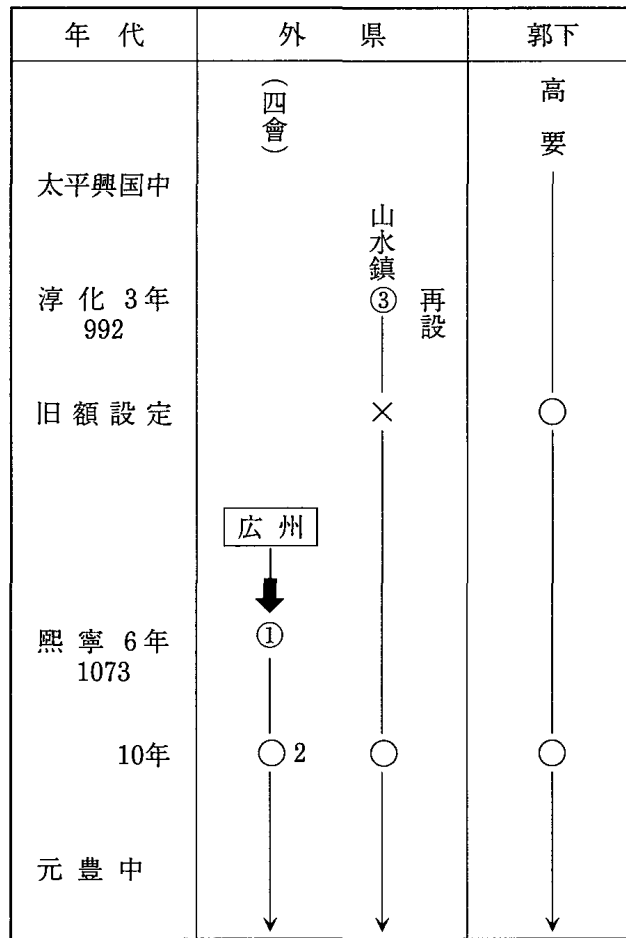
W 8 端州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	郷 鎮		
	旧	—	0	0					300	300	400
州					25	100					
新	100	60								県最高	33
									県最低	20	
県 鎮・ 税 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	実 質 增 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	0	0	0	1	0	3	3	1	計	10	
新	1	1	3	2	郭 下 県 務			郷	鎮	最少	
					旧	新		3	1		
旧 務 合 計			1					5	1	最多	
新 務 合 計			5		0	0		4.0	1.0	平均	
機 関			鉄場 1, 銀場 1		計 2			置務数	0		
								置務率	0		

W 8 端州 格下 地理表（主戸 11,269 客戸 13,834 計 25,103 貢 銀, 石硯）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 2
中 高要	郭下	5	1	20	銀場1 鉄場1	三水鎮 沙利銀場 浮蘆鉄場	西江 1
下 四会	北 95	3	1	33		胥口鎮	滑水 1
計 2		8	2	25	2 土産	厨楡子, 錦鳥, 鮫魚, 石硯	4 種

W 8 端州 県変遷図



②は図示を省略

(2) 税務

端州の太平興國中の管県は、寰宇記159に、「元領県二。今一。高要」とみえ、郭下の高要県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①熙寧6年。以廣州四會県隸州。

①は廣州からの四会県の割入を伝えている。次に方域12-17に、次の2条がみえる。

②端州高要県三水鎮。偽漢置。開寶中廢。

③淳化三年。復置。

②は五代の南漢が置いた三水鎮を開寶中に廢したことを伝え、③は淳化3年に再設したことを記す。端州の旧務表に三水鎮はみえないが、新務表にみえる。また地理表・高要県に「山水鎮」がみえる。先に指摘したように「三」と「山」は音

が似ているので、同一鎮と考えてよいであろう。以下は山水鎮で統一する。寰宇記と①を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県0で、旧置務率はない。新外県は四会県で、新務表にみえ、新置務率は100%である。次に旧1務は在城務であり、鎮場を含まない。旧鎮場率は0%である。新5務は、州県務2・鎮場3であり、新鎮場率（ $3 \div 5$ ）は、60%になる。

次に旧1務の在城が新務表にみえるので、廢務はない。廢務率は0%である。新5務で旧務表にみえないのは、四会・山水・胥口・黄客歩など4務である。図によれば四会県が広州から端州に割入されている。したがって四会県務は移管務である。また地理表をみると、胥口鎮は四会県に属している。胥口鎮<sup>(1)</sup>は広州の旧務にみえないので、割入後に新設された税務である。次に黄客歩は端州旧務表・広州旧務表にみえないので、新設務である。整理すると旧務表にみえない4務は、四会のみが移管務で、山水・胥口・黄客歩の3務は新設務である。新設率（ $3 \div 1$ ）は、300%になる。

廢務0・新設3・移管1であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率（ $(0 + 3) \div 3$ ）は300%で、名目増減率（ $(5 - 1) \div 1$ ）は400%増になる。

次に地理表の端州の郷8，鎮2であり、州の郷鎮比率（ $2 \div 8$ ）は、25%になる。県の郷鎮比率の最高は33%，最低20%である。次に2県中の郷最多は5郷，最少は3郷であり、平均は4.0郷になる。鎮の最多・最少はとも1鎮であり、平均は1.0鎮になる。全2鎮であるが、いずれも新務表にみえ、鎮置務率（ $2 \div 2$ ）は、100%である。なお図によれば、山水鎮は旧額設定前から置かれているが、旧務表にはみえない。したがって端州でも鎮に税務が置かれない場合もあったことがわかる。次に地理表に銀場2がみえるが、新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

#### 注

- (1) W1 広州の旧務表に四会と扶胥口がみえるが、扶胥口は胥口とは別の鎮で、広州新務表にもみえる(S5)。

## 9 新州

### (1) 商税統計表

新州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城一務

歳

3,001・000  
①

①稿, 三百一貫  
補, 三千一貫

#### 新務表

熙寧十年

在

城

W9

918・074

索

盧

場

T1

30・071

信

安

場

T2

77・454

②補, 七

布

榮

場

T3

62・340  
②

計

4務

1,087・939

③郭書, 4

③

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①を輯稿は「三百一貫」とする。州の旧額としては、極端に少額である。補編の「三千一貫」に従うべきであろう。

W9新州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	918	同左	84	918	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－ ②州県：鎮場＝5.4：1 ③州：県鎮場＝－：－ ④州：県＝－：－ ⑤県：鎮場＝－：－ ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務＝1：4 ⑧旧税：新税＝1：0.3 ⑨旧税平均：新税平均＝1：0.1 ⑩増額率 －63%
県	0						
鎮	0						
場	3	169	56	16	77	30	
計	4	1,087	271		計差	0貫	
州 県					州	0.0	
鎮 場					県	0.8	
県鎮場							
						旧税 3,001 旧務数 1 旧税平均 3,001	

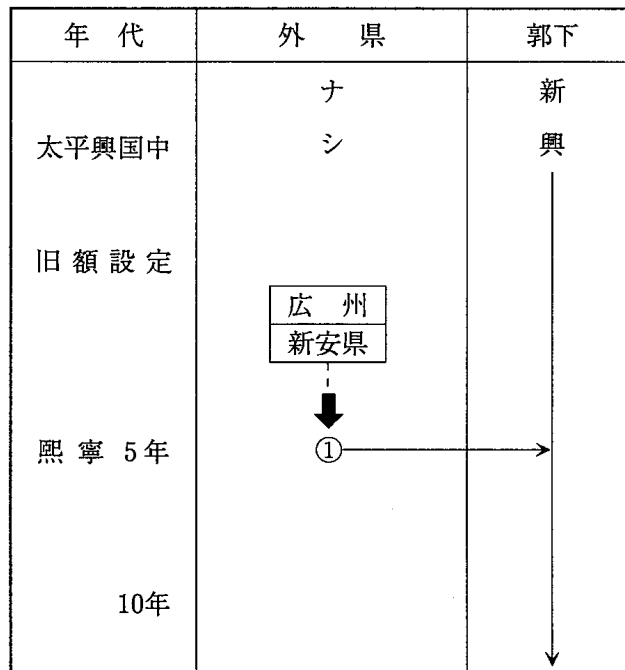
W9新州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	旧	—	0	75					0	200	200
州					0	—					
新	—	75	0	75	0		200	200	300	県最高	0
県 鎮 ・ 税 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	0	0	0	1	0	2	2	1	計	5	0
新	0	0	3	1	郭 下 県 務			郷	鎮	最少	
旧 務 合 計			1		旧		新		5	0	最多
新 務 合 計			4		0		0		5.0	—	平均
機 関			ナシ							置務数	0
										置務率	—

W9新州 格下 地理表（主戸 8,480 客戸 5,167 計 13,647 貢 銀）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 2
中 新興	郭下	5	0		0		新江, 封水 2
計 1		5	0		0	土産 金, 牛黄, 紵布, 都落布, 銀, 密香	6種

W9 新州 県変遷図



(2) 税務

新州の太平興國中の管県は、寰宇記163に、「元領県三。今一。新興」とみえ、郭下の新興のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①開宝五年。省永順県。熙寧五年。省廣州信安県。並入新興。

①は開宝5年に永順県を廢して新興県に併入したこと及び熙寧5年に広州の信安県を廢し、且つ新州新興県に割出したことを伝える。以上を県変遷図に示す。なお永順県の併入は省略する。

図によれば、旧額設定時、熙寧10年に外県はないので、新旧の県置務率の式は成立しない。次に旧1務は在城務のみで、鎮場がなく、旧鎮場率は0%である。新4務は、州県務1・鎮場3であり、新鎮場率(3÷4)は、75%になる。

次に旧1務の在城は新務表にみえ、廢務はない。廢務率は0%である。新4務のうち旧務表にみえないのは、索盧・信安・布榮など3務である。図によれば、広州から信安県が鎮に降格されて新興県に併入されている。W1広州の旧務表に

信安縣務がみえるので、信安は移管務である。索廬・布榮は、新州旧務表・広州旧務表にみえないので新設務である。新設率（2 ÷ 1）は、200%になる。

廢務0・新設2・移管1であり、實質増減は2務増になる。また稅務變動率（(0 + 2) ÷ 1）は200%で、名目増減率（(4 - 1) ÷ 1）は300%増になる。

次に地理表の新州の郷5，鎮0であり，州縣の郷鎮比率は0%である。また鎮の最多・最少・平均は0で，鎮置務率はない。1県であるので郷の最多・最少・平均は5郷である。なお地理表に他の機關はみえない。以上の諸數値を稅務表に整理して示す。

## 10 康州

### (1) 商稅統計表

康州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及都成・悦城・瀧水・新虛・歸虛・晏虛・霸圓・合水・  
 横崗・都合・扶蠶・馬虛・招商・房店十五務  
 歲

①稿・補，隴。志，瀧  
 ②稿，※  
 ③稿・補，六。合計15

5,055・000

#### 新務表

熙寧十年

在 城 W10 3,734・785

瀧 水 縣 R1 586・000

④稿・補，隴。志，瀧  
 ⑤本文参照  
 ⑥本文参照

都 城 鎮 S1 857・415

悦 城 鎮 S2 520・612

計 4務 5,698・812 ⑦本文参照

⑦

以上の旧務表・新務表の稅額を稅額表にまとめる。次に⑤の原文は、輯稿・補編では「鎮」である。後述するように瀧水縣は旧瀧州の郭下であり，開寶4年に

開陽県・建水県・鎮南県などの3県が瀧水県に併入された。同6年には瀧州が廃されたため、瀧水県は康州に割入された。旧務表の瀧水はこの瀧水県と考えてよいであろう。新務表の原文に、在州の次に置かれている瀧水も県であると考えられる。地理表によれば、瀧水県に瀧水鎮があるが、県置務率が鎮置務率よりはるかに高いこと、及び3県を併入した瀧水県は旧郭下県であったことなどから、原文の「瀧水鎮」の鎮は誤りと思われる。旧郭下の県に税務が置かれず、鎮に税務が置かれたとは考え難い。よって新旧税務表の瀧水は瀧水県として論を進める。

次に⑥の原文は税額の単位を文とする。広南東路の県鎮に貫以下の税務はない。また県鎮以下の機関でもほとんどは貫以上である。広南東路では、唯一W4潮州のT5強豊濟銀場のみが322文である。広南東路においては例外である。この322文の文も貫の誤りである可能性があろう。これらのことから新務表の瀧水県の税額は586貫として論を進める。

次に康州の新税額の計である⑦を郭書は5,113・398とする。これはR1瀧水県の課額を原文の「586文」に従って計算した場合の数値である。

W10康州 税 額 表

税 務 数	合 計	平 均	%	最 多	最 少	対 比	
州	1	3,734	同左	66	3,734	同左	①州：県：鎮：場=2.7：0.4：1：－ ②州県：鎮場=3.1：1 ③州：県鎮場=1.9：1 ④州：県=6.3：1 ⑤県：鎮場=0.4：1 ⑥鎮：場=－：－ ⑦旧務：新務=1：4 ⑧旧税：新税=1：1.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：4.2 ⑩増額率 12%
県	1	586	同左	10	586	同左	
鎮	2	1,377	688	24			
場	0						
計	4	5,697	1,424		計差	1貫	
州 県	2	4,320	2,160	76	州	0.7	
鎮 場		1,377	688	24	県	0	
県鎮場	3	1,963	654	34	鎮	1.0	
						旧税 5,055 旧務数 15 旧税平均 337	



W10康州 稅務表

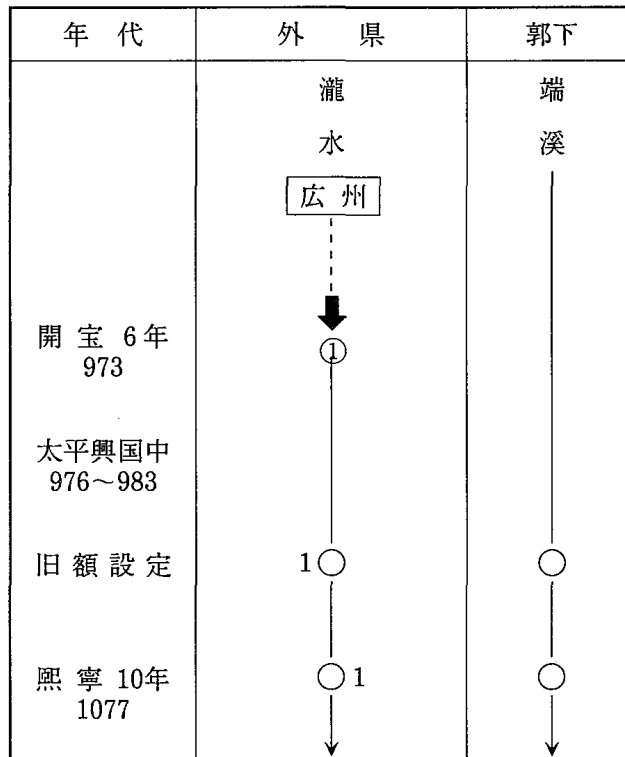
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		
	旧	新	86	50					73	0	73
州					37	66					
旧	100		86		73	0	73	-73	郷最高	50	66
新	100		50						郷最低	25	
県鎮・稅務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	実 質 增 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	1	1	13	2	11	0	-11	0	8	3	2
新	1	1	2	2	郭 下 県 務			計	11		
旧 務 合 計			15		旧		新		郷	鎮	最少
新 務 合 計			4		0		0		4	1	
旧 務 合 計			15		旧		新		4	2	最多
新 務 合 計			4		0		0		4.0	1.5	平均
機 関			錫場 3						置務数	0	
									置務率	0	

W10康州 格下 地理表（主戸 8,979 客戸 0 計 8,979 貢 銀）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 3
下 端溪	郭下	4	2	50	場1	悦城・都城鎮 雲烈錫場	西江, 端溪 2
下 瀧水	南 268	4	1	25	場2	瀧水鎮 羅磨・護峒錫場 <sup>(1)</sup>	羅田水 1
計 2		8	3	37	3	土産 大甲香, 鈎藤, 烏藥, 鮫魚皮, 荊楊樹	5種

注(1), 地理志90・德慶府（本康州）は、銀場とす。

W10康州 県変遷図



(2) 税務

康州の太平興國中の管県は、寰宇記164に、「元領県四。今一。端溪」とみえ、郭下の端溪県のみで、外県0とする。九域志9・置廢に、次の1条がみえる。

①（開宝）六年。廢瀧州。以瀧水県隸州。（広記35，同）

①は瀧州の廢止にともない、瀧水県が康州に割入されたことを記す<sup>1)</sup>。したがって、寰宇記の「今一。端溪」は、「今二。端溪・瀧水」に改めねばならない。以上を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県と新外県は同じで、瀧水県である。旧務表・新務表に瀧水県がみえ、新旧の県置務率は100%である。次に旧15務は、州県務2・鎮場13であり、旧鎮場率（13÷15）は、86%になる。新4務は、州県務2・鎮場2であり、新鎮場率（2÷4）は、50%になる。

次に旧15務のうち新務表にみえるのは、在城・都城・悦城・瀧水の4務のみで

ある。図に他州軍への割出はみえないので、他の11務は廃務である。廃務率（11÷15）は、73%になる。新4務はすべて旧務表にみえるので、新設務はなく、新設率0%である。なお移管務はない。

廃務11・新設0・移管0であり、実質増減は11務減になる。また税務変動率（(11+0)÷15）は73%で、名目増減率（(4-15)÷15）は73%減になる。

次に地理表の康州の郷8，鎮3であり，州の郷鎮比率（3÷8）は，37%になる。県の郷鎮比率の最高は50%，最低25%である。2県中の郷の最多・最少は同じで4郷であり，平均は4.0郷になる。鎮の最多は2鎮，最少は1鎮であり，平均は1.5鎮になる。全3鎮中の都城・悦城の両鎮が新務表にみえ，鎮置務率（2÷3）は，66%になる。なお地理表に錫場3がみえるが，それらはいずれも新務表にみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

#### 注

- (1) 地理志6・徳慶府（旧康州）・瀧水県に「旧隸瀧州。州廢。以県來隸」とみえ，瀧州廢止にともない瀧水県が康州に割入されたことを伝える。また方域7-22に，「瀧州開陽郡。領四県。開宝四年。廢州。省開陽・建水・鎮南三県入瀧水県。六年。州廢。以県隸康州」とみえる。開宝4年に3県を廢して瀧水県に併入し，同6年には廢州され，同県が康州に割出されたことを記している。

## 11 南恩州

### (1) 商税統計表

南恩州の旧務表及び新務表は，次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

846・000

新 務 表

熙 寧 十 年

在	城	W11	3,393・769
陽	春	県	R1 806・853
銅	陵	場	T1 8・646
陽	江	場	T2 3,007・285
峒	山	場	T3 3・200
博	学	場	T4 7・552
富	林	場	T5 4・034
刺	銅	場	T6 5・811 ①稿・補， 棘峒。本文参照
①朝	祿	場	T7 2・343
鏝	頭	場	T8 11・370
白	水	場	T9 4・832
丹	輪	場	T10 2・854
	計	12務	7,258・549

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。南恩州に割入される春州の旧務表に刺銅がみえる。①の棘峒は刺銅と字形が似ているので、棘峒と刺銅（峒と銅は音通。tong）は同一税務と思われる。以下では刺銅で統一する。

W11南恩州 税 額 表

税 務 数	合 計	平 均	%	最 多	最 少	対 比	
州 1	3393	同左	47	3,393	同左	①州：県：鎮：場=1.1：0.2：-：1 ②州県：鎮場=1.3：1 ③州：県鎮場=0.8：1 ④州：県=4.2：1 ⑤県：鎮場=0.2：1 ⑥鎮：場=-：- ⑦旧務：新務=1：12 ⑧旧税：新税=1：8.5 ⑨旧税平均：新税平均=1：0.7 ⑩増額率 757%	
県 1	806	同左	11	806	同左		
鎮 0							
場 10	3,053	305	42	3,007	2		
計 12	7,252	604		計差	6貫		
州 県 2	4,199	2,099	58	州	0.7		
鎮 場 10	3,053	305	42	県	0.8		
県鎮場 11	3,859	350	53	場	4.9		
							旧税 846 旧務数 1 旧税平均 846

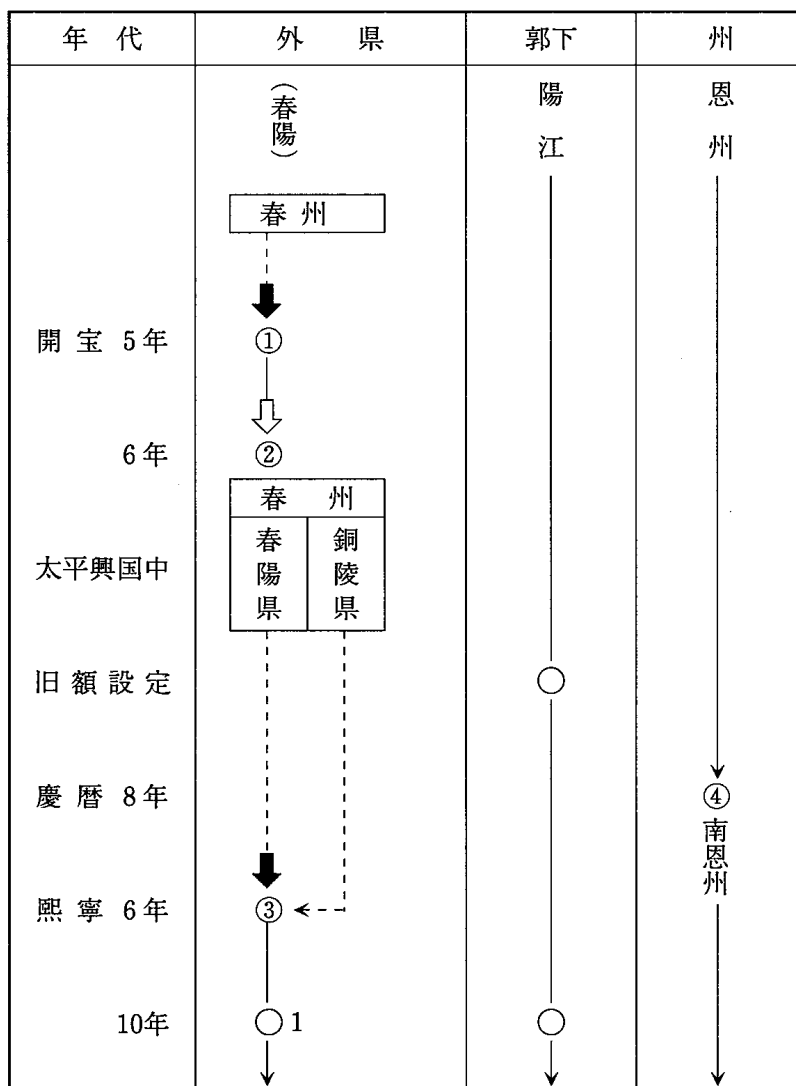
W11南恩州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮				
									郷 鎮 比 率		鎮 置 務 率		
旧	—		0		0	300	300	1100	州	0		—	
新	100		83						県最高	0			
					県最低	0							
県 鎮 ・ 税 務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷	鎮	置 務 鎮 数		
									数	数	数		
旧	0	0	0	1	0	3	3	8	9	0	0		
計		9											
新	1	1	10	2	郭 下 県 務			郷	鎮	最少			
計		3		0									
旧 務 合 計			1		旧		新		6	0	最多		
新 務 合 計			12		0		0		4.5	0	平均		
機 関									鉛場 1, 鉄場 1		計 2	置務数	1

W11南恩州 格下 地理表（主戸 5,748 客戸 21,466 計 27,214 貢 銀）

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
中	陽江	郭下	6	0	0	場1	陽江鉛場	恩平江	1
下	陽春	西北 105	3	0	0	場1	攬徑鉄場	漠陽江	1
計	2		9	0	0	2	土産 金, 銀, 鷲毛鋌		3種

W11南恩州 県変遷図



(2) 税務

南恩州の太平興国時代の名称は恩州で、南恩州に改名したのは慶暦8年である。恩州の太平興国中の管県は、寰宇記158に、「元領県三。今一。陽江」とみえ、郭下の陽江県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の3条がみえる。

- ①開宝五年。廢春州。以陽春県隸州。廢恩平・杜陵二県入陽江。
- ②六年。復置春州。陽春県復隸焉。
- ③熙寧六年。廢春州。県復隸州。仍廢銅陵県入焉。

①は開宝5年に春州が廃され、その郭下県の陽春が恩州に割入されたことを記す。また同じく春州の属県であった恩平・杜陵両県が廃され、恩州郭下の陽江県に併入されたことを伝える。次に②は開宝6年に至り、春州が再設され、陽春県が春州に隸するに至ったことを伝える。③は熙寧6年に春州が再び廃され、これにともなって春陽は再び南恩州に隸し、また銅陵県が廃されて春陽県に併入されたことを記す。

次に九域志9・南恩州の注に、

④慶曆八年。以改河北路貝州為恩州。加「南」字。

④は慶曆8年に河北路貝州が恩州に改名したので、広南東路の恩州には「南」の字を加え、南恩州に改名したことを伝える。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば旧額設定時には外県はなく、旧置務率の式は成立しない。新外県は春陽県である。新務表に陽春県がみえるので、新置務率は100%になる。次に旧1務は在城のみで、鎮場0であり、旧鎮場率は0%である。新12務は州県務2・鎮場10であり、新鎮場率（ $10 \div 12$ ）は、83%になる。

次に旧1務の在城は、新務表の在城に同じであり、廢務はない。廢務率は0%である。新12務のうち旧務表にみえないのは春陽県以下の11務である。図によれば春州からの割入が行われている。W16春州の旧務表にみえる税務は、在城＝春陽・銅陵・陽江・饒頭・博学・富林・朝祿・刺銅など8務である。それら8務が南恩州新務表にみえるので、移管務8である。南恩州・春州両州の旧務表にみえない峒山・白水・丹輪など3務が新設務である。新設率（ $3 \div 1$ ）は、300%になる。

廢務0・新設3・移管8であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率（ $(0 + 3) \div 1$ ）は300%で、名目増減率（ $(12 - 1) \div 1$ ）は1100%増になる。

次に地理表の南恩州の郷9、鎮0であり、州県の郷鎮比率はすべて0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少3であり、平均は4.5郷になる。鎮0であるか

ら、鎮最多・最少・平均は0で、鎮置務率はない。次に地理表に鉛場1と鉄場1がみえるが、そのうち陽江鉛場が新務表にみえるので、その置務率(1÷2)は、50%になる。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

## 12 南雄州

### (1) 商税統計表

南雄州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及始興・邑溪・懷化・溪塘・下坡六務

歳 6,073・000

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W12	10,202・839
始	興	R1	2,133・567
溪	塘	S1	991・823
	計	3務	13,328・229

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。



W12南雄州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	10,202	同左	77	10,202	同左	①州：県：鎮：場=10.2：2.1：1：－ ②州県：鎮場=12.4：1 ③州：県鎮場=3.2：1 ④州：県=4.7：1 ⑤県：鎮場=2.1：1 ⑥鎮：場＝－：－ ⑦旧務：新務=6：3 ⑧旧税：新税=1：2.1 ⑨旧税平均：新税平均=1：4.3 ⑩増額率 119%
県	1	2,133	同左	16	2,133	同左	
鎮	1	991	同左	7	991	同左	
場	0						
計	3	13,326	4,442		計差	2貫	
州 県	2	12,335	6,167	93	州	0.8	
鎮 場	1	991	同左	7	県	0.5	
県鎮場	2	3,124	1,562	23	鎮	0.8	
						旧税 6,073 旧務数 6 旧税平均 1,012	

W12南雄州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数					郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率		
旧	100		66		50	0	50	-50	州	10	0	
新	100		33						県最高	16		
					県最低	0						
郷 鎮 数	1	1	4	2	廃 務 数	3	新 設 数	0	実 質 増 減	-3	移 管 務 数	0
旧	1	1	1	2	郭 下 県 務				郷	1	0	
新	1	1	1	2	郭 下 県 務				鎮	1		
旧 務 合 計			6		旧	新		郷	4	0	最 少	
新 務 合 計			3		0	0		鎮	6	1	最 多	
								郷	5.0	0.5	平 均	
機 関	ナシ								置 務 数	0		
									置 務 率	－		

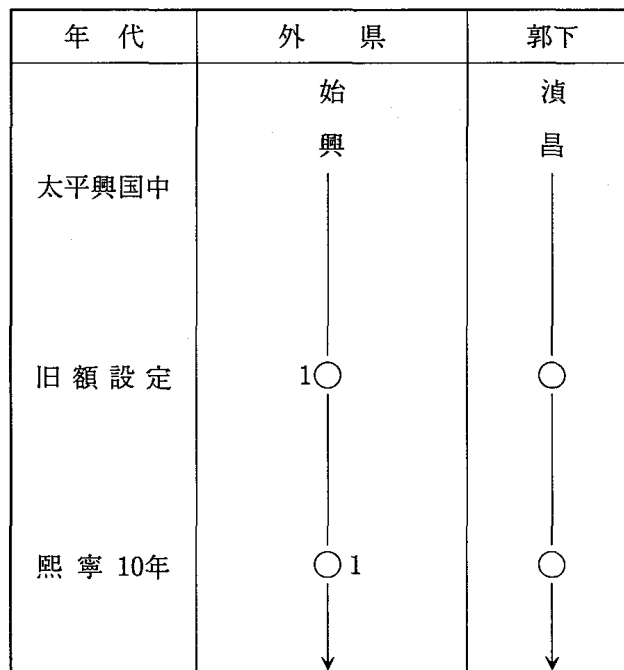
W12南雄州 格下 地理表 (主戸 18,686 客戸 1,653 計 20,339 貢 絹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2
望 保昌 <sup>(1)</sup>	郭下	6	1	16	0	大寧鎮	保水	1
下 始興	西南 110	4	0	0	0		脩仁水	1
計 2		10	1	10	0	土産 嫩石, 單竹 <sup>(2)</sup>		2種

(1) 元豊中は湏昌

(2) 原文。嫩石。可以為鍋釜。單竹。練為床。可以為布。

W12南雄州 県変遷図



(2) 税務

南雄州の太平興国中の管県は、寰宇記160に、「領県二。湏昌・始興」とみえ、郭下の湏昌県及び外県1である。九域志9・置廢及び他書は、太平興国中～元豊間の州県変遷を記していない。以上のことを県変遷図に示す。なお、湏昌は宣和中に保昌と改名された<sup>(1)</sup>。

図によれば旧外県・新外県は同じで、始興県のみである。旧務表・新務表に始興県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。次に旧6務は、州県務2・鎮場4であり、旧鎮場率（ $4 \div 6$ ）は、66%になる。新3務は、州県務2・鎮場1であり、新鎮場率（ $1 \div 3$ ）は、33%になる。

次に旧6務のうち新務表にみえないのは、邑溪・懷化・下坡など3務である。図に他州軍への割出はみえないので、それら3務は廢務である。廢務率（ $3 \div 6$ ）は、50%になる。新3務はすべて旧務表にみえ、新設務0、新設率0%である。なお移管務はない。

廢務3・新設0・移管0であり、実質増減は3務減になる。また税務変動率（ $(3 + 0) \div 6$ ）は50%で、名目増減率（ $(3 - 6) \div 6$ ）は50%減になる。

次に地理表の南雄州の郷10、鎮1であり、州の郷鎮比率（ $1 \div 10$ ）は、10%になる。県の郷鎮比率をみると、最高16%、最低0%である。次に2県中の郷最多は6郷、最少4郷であり、平均は5.0郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県1であり、平均は0.5鎮になる。唯一の大寧鎮はみえず、鎮置務率は0%である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

#### 注

- (1) 紀勝93・南雄州に、「又賜名曰保昌郡」とあり、割注に「國朝會要。在宣和四年」とみえ、改名は宣和4年である。なお、同じく南雄州・保昌県に、「圖經云。後避仁宗嫌名。改曰保昌」とみえ、仁宗に対する避諱により保昌に改名されたことを伝える。

### 13 英州

#### (1) 商税統計表

英州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

旧 務 表

旧。在城及洽光・清溪・禮平・賢徳・堯山・竹溪・羅口八務

歳 8,204・000

新 務 表

熙寧十年

在	城	W13	14,313・242	
洽	光 県	R1	8,636・402	
竹	溪 場	T1	910・158	
鐘	峒 場	T2	177・296	
大	康 場	T3	1・200	
宜	安 場	T4	894・848	
羅	口 場	T5	3,224・884	
清	溪 場(鎮)	S1	5,775・938	
堯	山 場	T6	974・984	
師	子 場	T7	425・904	
賢	徳 場	T8	829・359	
銀	江 場	T9	230・481	
鳳	林 虚	T10	194・794	
大	岡 虚	T11	788・116	
陽	溪 虚	T12	483・600	
板	步 虚(鎮)	S2	307・404	
長	岡 虚	T13	482・622	①補, 崗
黄	①中 虚	T14	601・277	②補, ※
臺	石 虚	T15	846・005 <sup>②</sup>	
光	口 虚(鎮)	S3	393・204	
龍	崗 虚	T16	435・317	
白	③駒 虚	T17	928・076	③補, 鈎
回	口 虚(鎮)	S4	776・191	
蓮	塘 虚	T18	351・000	
三	接 團	T19	322・400	
	計	25務	43,304・702	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W13英州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州 1	14,313	同左	33	14,313	同左	①州：県：鎮：場=1.1：0.7：0.6：1 ②州県：鎮場=1.1：1 ③州：県鎮場=0.5：1 ④州：県=1.6：1 ⑤県：鎮場=0.4：1 ⑥鎮：場=0.6：1 ⑦旧務：新務=8：25 ⑧旧税：新税=5.2：1 ⑨旧税平均：新税平均=1：1.6 ⑩増額率 427%
県 1	8,636	同左	20	8,636	同左	
鎮 3	6,944	2,314	16	5,775	393	
場 20	13,401	670	31	3,224	1	
計 25	43,294	1,731		計差	10貫	
州 県 2	22,949	11,474	53	州	0.2	
鎮 場 23	20,345	884	47	県	0.4	
県鎮場 24	28,981	1,207	67	鎮	2.3	
				場	7.7	

W13英州 税 務 表

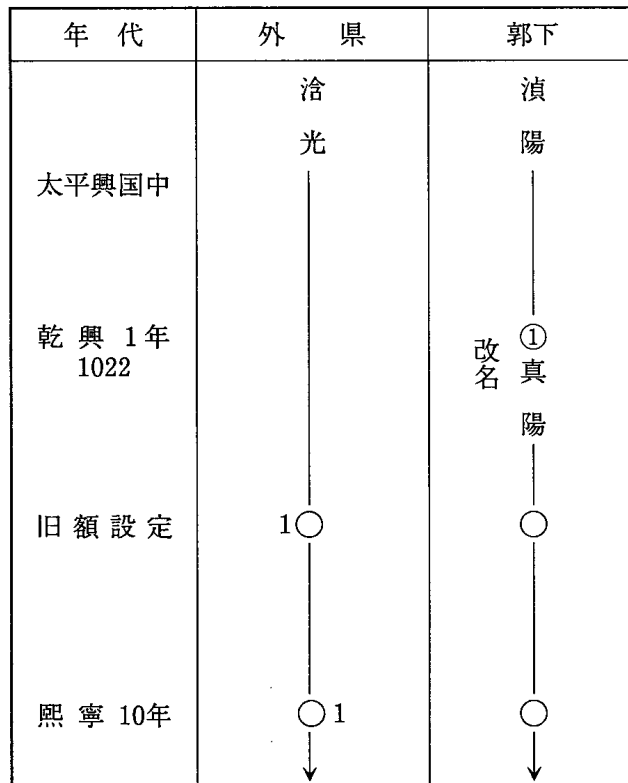
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数					郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	郷 数
旧	100		75		12	225	237	212	州	35	80
新	100		92						県最高	66	
									県最低	12	
旧	1	1	6	2	1	18	17	0	14	5	4
新	1	1	23	2	郭 下 県 務				計	19	最少
									郷	鎮	
	旧務合計		8		旧	新			6	1	最多
	新務合計		25		0	0			8	4	平均
									7.0	2.5	
機 関			銅場 1, 銀場 5 計 6					置務数		5	
								置務率		83	

W13英州 格下 地理表 (主戸 6,690 客戸 1,329 計 8,019 貢 紵布)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計
望	真陽	郭下	6	4	66	場1 場1	清溪・光口・回口・板歩鎮 鍾峒銀場 礼平銅場	始興江	1
上	浚光	西 75	8	1	12	場1	浚光鎮 賢徳・堯山・竹溪・ 師子銀場	光水	1
計	2		14	5	35	6	土産 風俗土産, 並與廣州同 <sup>(注)</sup>		

(注) 広州土産 41種 (W 1 広州, 地理表を参照)

W13英州 県変遷図



(2) 税務

英州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「今領県二。澧陽・浚<sup>(1)</sup>光」とみえ、郭下の澧陽県及び外県 1 である。九域志 9・置廢に次の 1 条がみえる。

①開宝六年。以連州浚光県隸州。乾興元年。改澧陽県為真陽。

①は澧陽→真陽の改名を伝える。以上を県変遷図に示す。

図によると旧外県・新外県は同じで、浚光県のみである。旧務表・新務表に浚光県がみえるので、新旧の県置務率は100%になる。次に旧8務は州県務2・鎮場6であり、旧鎮場率（ $6 \div 8$ ）は、75%になる。新25務は州県務2・鎮場23であり、新鎮場率（ $23 \div 25$ ）は、92%になる。

次に旧8務のうち新務表にみえないのは、礼平のみである。図に他州軍への割出はみえないので、礼平は廢務である。廢務率（ $1 \div 8$ ）は、12%になる。新25務のうち旧務表にみえるのは、在城・浚光・竹溪・羅口・清溪・堯山・賢徳など7務であり、他の18務は旧務表にみえない。図によれば他州軍からの割入は行われていないので、それらの18務は新設務である。新設率（ $18 \div 8$ ）は、225%になる。なお移管務はない。

廢務1・新設18・移管0であり、実質増減は17務増になる。また稅務變動率（ $(1+18) \div 8$ ）は237%で、名目増減率（ $(25-8) \div 8$ ）は212%増になる。

次に地理表の英州の郷14、鎮5であり、州の郷鎮比率（ $5 \div 14$ ）は、35%になる。県の郷鎮比率をみると、最高は66%、最低は12%である。次に2県中の郷最多は8郷、最少6郷で、平均は7.0郷になる。鎮の最多は4鎮、最少1鎮であり、平均は2.5鎮になる。全5鎮のうち清溪・板歩・光口・回口など4鎮が新務表にみえる。鎮置務率（ $4 \div 5$ ）は、80%になる。次に地理表に、銅・銀などの場6がみえ、それらのうち鐘峒銀場・賢徳銀場・堯山銀場・竹溪銀場・師子銀場など5銀場が新務表にみえる。その置務率（ $5 \div 6$ ）は、83%になる。以上の諸数値を稅務表に整理して示す。

#### 注

- (1) 九域志9・広州・置廢に、「開宝四年。改浚滙縣為浚光。以隸連州」とみえ、浚滙→浚光の改名と連州への割入を記す。同じく連州の置廢に、「(開宝)六年。以浚光縣隸英州」とみえ、太平興國以前から、浚滙は浚光と改名され、英州に割入されていた。

## 14 惠州

### (1) 商税統計表

惠州の旧務表及び新務表は、次の如くである。

#### 旧務表

旧。在城及河源・博羅・海豊県四務

歳 3,591・000

#### 新務表

熙寧十年

在	城	W14	8,577・777	
①河	源	R1	3,675・673	①補, ※
博	羅	R2	1,428・276	
海	豊	R3	2,289・443	
	計	4務	15,971・169	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W14惠州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比	
州	1	8,577	同左	54	8,577	同左	①州：県：鎮：場＝－：－：－：－
県	3	7,392	2,464	46	3,675	1,428	②州県：鎮場＝－：－
鎮	0						③州：県鎮場＝－：－
場	0						④州：県＝1.1：1
計	4	15,969	3,992		計差	2貫	⑤県：鎮場＝－：－
州 県					州	0.7	⑥鎮：場＝－：－
鎮 場					県	1.3	⑦旧務：新務＝4：4
県鎮場							⑧旧税：新税＝1：4.4
							⑨旧税平均：新税平均＝1：4.4
							⑩増額率 344%
							旧税 3,591 旧務数 4 旧税平均 897



W14惠州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮		
	旧	100	0	0					0	0	0
新					100	0	0	0			
県鎮・ 税務	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廢 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数
旧	3	3	0	4	0	0	0	0	10 計	0 10	0
新	3	3	0	4	郭 下 県 務			郷	鎮	最少	
旧 務 合 計		4		旧	新		郷	鎮	3	0	最多
新 務 合 計		4		0	0		郷	鎮	2	0	平均
機 関		錢監 1, 塩場 3, 鉄場 1, 錫場 9, 銀場 2, 計 16							置務数	0	
									置務率	0	

W14惠州 格下 地理表（主戸 23,365 客戸 37,756 計 61,121 貢 甲香, 藤箱）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計	2
中 帰善	郭下	2	0	0	錢監1 銀場2 錫場3 鉄場1 塩場1	阜民錢監 西平・流坑銀場 永吉・信上・永安錫場 三豊鉄場 淡水塩場		0
緊 河源	北 150	3	0	0	錫場3	立溪・和溪・永定錫場	新豊江	1
中 博羅	北 45	2	0	0	0		浮水	1
下 海豊	東 300	3	0	0	錫場3 塩場2	靈溪・楊安・勞謝錫場 古龍・石橋塩場		0
計 4		10	0	0	16	土産 柑子, 籐花箱, 珠母, 大甲香		4種

W14惠州 県変遷図

年 代	外 県			郭下	州名
	河 源	博 羅	海 豊		
太平興國中	↓	↓	↓	↓	↓
天 禧 5年					① 惠州
旧 額 設 定	1○	2○	3○	○	↓
熙 寧 10年	○3	○2	○1	○	↓

(2) 税務

惠州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「今領県四。歸善・海豊・博羅・河源」とみえ、郭下の歸善県及び外県3である。九域志9・惠州の注に、

①偽漢州。名同仁宗廟諱。天禧五年。改惠州。

とみえ、天禧5年の漢州→惠州の改名を伝える。なお九域志及び他書は太平興國後～元豊間の変化を記さない。以上のことを県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県・新外県は同じで、河源・博羅・海豊の3県である。旧務表・新務表にそれらの3県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。次に旧4務・新4務は、ともに州県務のみで、鎮場を含まない。新旧の鎮場率は0%である。

次に旧4務と新4務は同じであり、変化がない。廃務・新設・移管・実質増減はすべて0である。また廃務率・新設率及び税務変動率・名目増減率などの諸比

率は0%である。

次に地理表の惠州の郷10，鎮0であり，州県の郷鎮比率は0%である。次に4県中の郷最多は3郷，最少は2郷であり，平均は2.5郷になる。鎮の最多・最少・平均は0で，鎮置務率はない。次に地理表に錢監1・銀場2・錫場9・鉄場1・塩場3など16機関がみえるが，いずれも新務表にはみえない。以上の諸数値を稅務表に整理して示す。

## 15 梅州

### (1) 商稅統計表

梅州は熙寧6年に廢されて，潮州に割出されたが，元豊5年に至って再設された州である。管県は郭下の程郷県のみである。熙寧10年の時点では，梅州は存在していなかったので，商稅統計資料の新務統計欄は「今廢」と記されている。梅州の旧域における商業活動の変動及びその格差を知るため，割出先のW4潮州新務表から梅州旧域（程郷県域）の稅務を拾い，旧域新務表に示す。

潮州新務表の稅務で，梅州が割入される熙寧6年前の潮州旧管域（海陽県域及及潮陽県域）の稅務であることが確認されるのは，潮州旧務表にみえる在城・潮陽・松口・招迎・黄崗など5務と潮州地理表にみえる圃湾・横衝・強豊など3務（潮州新設務），計8務である。また潮州旧管域の稅務か，梅州旧管域の稅務か不明である稅務は，烏鬪溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪など3務である。

潮州の新設稅務はそれらの3務であるので，梅州旧域にそれらが含まれている可能性も考えるべきであろう。因に南恩州に割入された春州の旧域においても稅務新設が行われている。これらのことから，烏鬪溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪の3務は，梅州の旧域新設稅務として，旧域新務表に示している。しかしそれら3務が潮州の旧域（熙寧6年前）における新設務である場合も考えられる。その場合

の数値・比率を別表（後掲）に示し，梅州の旧域税務表にはその数値・比率の変化の上限・下限値を示す。

旧務表及び旧域新務表は，次の如くである。

旧 務 表

旧。在城及雙派場二務  
 歳<sup>①</sup>

①補・志，派。稿，派

1,043・000

旧 域 新 務 表

程 郷 県	W4R1
樂 口 銀 場	W4T4 <sup>②</sup>
烏 關 溪 銀 場	W4T2
石 阮 銀 場	W4T3
焦 溪 鋪	W4T7
計	5務

2,922・962  
 590・650  
 150・000  
 8・500  
 200・951  
 3,873・063

②記号は潮州新務表の記号を用いる。以下同じ

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。

W15梅州 税 額 表

税 務 数	合 計	平 均	%	最 多	最 少	対 比
州	—					①州：県：鎮：場＝—：—：—：—
県	1	2,922	同左	76	2,922	同左
鎮	0					②州県：鎮場＝—：—
場	4	948	237	24	590	8
計	5	3,870	774		計差	3貫
州 県					州	0.9
鎮 場					場	2.1
県鎮場						③州：県鎮場＝—：— ④州：県＝—：— ⑤県：鎮場＝3.0：1 ⑥鎮：場＝—：— ⑦旧務：新務＝2：5 ⑧旧税：新税＝1：3.7 ⑨旧税平均：新税平均＝1：1.4 ⑩増額率 271%
					旧税 1,043	旧務数 2 旧税平均 521

W15梅州 税 務 表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
	州	郷 鎮 比 率	鎮 置 務 率	郷 数					鎮 数	置 務 鎮 数		
旧					—		50				50	50 ∨ 200
新	100		50~66		県最高	80						
					県最低	80						
旧	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数	
旧	0	0	1	1	1	1~4	0~3	—	5	4	1	
新	1	1	1~4	1	郭 下 県 務			計	9	郷	鎮	最少
					郷	4						
旧 務 合 計		2		旧	新		郷	4	5	4	最多	
新 務 合 計		2~6		0	0		鎮	4	5.0	4.0	平均	
機 関		鉛場 1, 鉄場 1, 銀場 1, 計 3						置務数	0	置務率	0	

W15梅州 格下 地理表（主戸 5,824 客戸 6,548 計 12,372 貢 銀, 布）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系 計 1
中 程郷	郭下	5	4	80	銀場1 鉛場1 鉄場1	李坑・梅口・雙派・楽口鎮 楽口銀場 石坑鉛場 龍坑鉄場	程江 1
計 1		5	4	80	3	土産 山蕉, 竹布	2種

W15梅州 県変遷図

年代	外 県	郭下
太平興國中	ナ シ	程 郷
旧額設定		1
熙寧6年		↓ 廃州 ① 潮州
10年		⋯⋯
元豊5年		↓ 州再設 ②

(2) 税務

梅州の太平興國中の管県は、寰宇記160に、「元領県一。程郷」とみえ、郭下の程郷県のみで、外県0である。九域志9・置廢に、次の2条がみえる。

①熙寧六年。廢州。以県隸潮州。

②元豊五年。復置州。県復來隸。

①は廢州にともない、県が潮州に割出されたことを記す。②は元豊5年に至り、梅州が再設され、県も州に割入されたことを伝える。以上のことを県変遷図に示す。

図によれば、旧外県はないので、旧置務率は出ない。旧管域の場合の新置務率の計算においては、郭下県と外県の区別をせず、旧域内の所在県の置務率を計算

する。旧域内の県は、図及び地理表から、程郷県のみであることがわかる。旧域新務表に程郷県がみえるので、新置務率（ $1 \div 1$ ）は100%である。

次に旧2務は、州県務1（在城）・銀場1であり、旧鎮場率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。次に潮州の新務表で、所在県が不明な稅務は、先に指摘しておいたように、烏鬪溪銀場・石阮銀場・焦溪鋪の3務である。旧域新務表には、それらの3務がすべて熙寧6年前の梅州旧域内の稅務と仮定した場合の稅務を示している。3務すべてが熙寧6年前潮州旧域の稅務である可能性もあり、また1務もしくは2務が潮州旧域の稅務であるケースも考えられる。それらのケースの鎮場率を別表1にして示しておく。表によれば梅州旧域における鎮場率は50~66%である。

次に旧2務のうち旧域新務表にみえないのは雙派務である。図によれば、梅州は潮州のみに割入され、潮州の新務表に雙派務はみえない。したがって同務は廢務であり、廢務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新務の数は、先に指摘したように、烏鬪溪・石阮・焦溪3務が梅州旧域内に所在したか否かで異なり、新設率も相違する。なお樂口務は梅州旧域内の稅務であることは先に述べた。潮州の新設率も3務がその旧域内であったか否かで相違する。その相違は4ケースが考えられるので、別表2にして示しておく。

3務が梅州旧域であれば、新設務は樂口務を含めて、計4務となり、旧域新設率（ $4 \div 2$ ）は、200%になる。また3務が旧域になければ、新設務は樂口務のみとなり、旧域新設率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。したがって旧域新設率は3務の有無により動くが、表に示しているように50~200%内にある。なお移管は旧域内では0である。

廢務1・新設1~4・移管0であり、實質増減は0~3務増になる。また3務が旧域にあれば、稅務變動率（ $(\text{廢務}1 + \text{新設}4) \div \text{旧務}2$ ）は、250%になる。またその名目増減率（ $(\text{全務}5 - \text{旧務}2) \div \text{旧務}2$ ）は、150%になる。3務が旧域になければ、稅務變動率（ $(\text{廢務}1 + \text{新設}1) \div \text{旧務}2$ ）は、100%になる。その名目

増減率  $((2 - 2) \div 2)$  は 0% になる。したがって梅州旧域内に 3 務が所在するか否かにより、税務変動率は 250~100%，その名目増減率は 150~0% の範囲内で動く。

次に地理表の梅州の郷 5，鎮 4 であり，州の郷鎮比率  $(4 \div 5)$  は，80% になる。1 県であるので，県郷鎮比率の最高・最低も 80% である。また郷の最多・最少・平均はともに 5 郷である。次に鎮の最多・最少・平均は 4 鎮であり，全 4 鎮のうち楽口鎮が旧域新務表にみえるので，鎮置務率  $(1 \div 4)$  は，25% になる。次に地理表に銀場 1・鉄場 1・鉛場 1 がみえるが，いずれも旧域新務表にはみえない。以上の諸数値を旧域税務表に整理して示す。

別表 1 ケース別鎮場数と鎮場率 (付，潮州新鎮場率)

ケース	梅州旧域新鎮場率				潮州新鎮場率			
	鎮場	全務	式	%	鎮場	全務	式	%
A	4	6	$4 \div 6$	66	11	13	$11 \div 13$	84
B	3	5	$3 \div 5$	60	12	14	$12 \div 14$	85
C	2	3	$2 \div 3$	66	13	15	$13 \div 15$	86
D	1	2	$1 \div 2$	50	14	16	$14 \div 16$	87

A : 3 務が梅州旧域内ある…………… 3 務が潮州旧域内不在

B : 2 務が ◯ …………… 1 務が潮州旧域にある

C : 1 務が ◯ …………… 2 務が ◯

D : 3 務が梅州旧域内不在…………… 3 務が ◯

% : 鎮場率

全務 : 州県務 + 鎮場

式 : 鎮場  $\div$  全務  $\times$  100



別表2 ケース別稅務数と諸比率

ケース	新設務	全務	旧務	廢務	實質増減	新設率	變動数	稅務變動率	名目増減率
A	4	5	2	1	3	200	5	250	150
B	3	4	2	1	2	150	4	200	100
C	2	3	2	1	1	100	3	150	50
D	1	2	2	1	0	50	2	100	0

3 務：烏鬪溪，石阮，焦溪鋪  
 A ケース：全務 = 程郷 + 樂口 + 3 務 = 5 務  
 B ケース：〃 = 〃 + 2 務 = 4 務  
 C ケース：〃 = 〃 + 1 務 = 3 務  
 D ケース：〃 = 〃 + 0 務 = 2 務  
 變動数 = 廢務 + 新設  
 稅務變動率 = 變動数 ÷ 旧務 × 100  
 實質増減 = 全務 - 旧務

A：3 務が梅州旧域ある (1 + 3 = 新設 4) …… 1 は樂口務（梅州旧域にあり，旧務表に  
 B：2 務が 〃 (1 + 2 = 新設 3) …… みえないので新設務）  
 C：1 務が 〃 (1 + 1 = 新設 2)  
 D：3 務が梅州旧域にない (1 + 0 = 新設 1)

## 16 春州

### (1) 商稅統計表

春州は、熙寧 6 年に廢され、W11 南恩州に割入された。その後、再設されなかったため、九域志・地理志等に、春州の項目は立てられていない。旧春州の管域における商業活動の變動及びその格差を知るために、割出先の南恩州の新務表から、春州旧域に在る稅務を南恩州新務表から拾い、旧域新務表に示すことにする。なお春州の管県は、郭下の陽春県及び外県の銅陵県である<sup>①</sup>。春州の旧務表及び旧域新務表は、次の如くである。

旧 務 表

旧。在城及銅陵県・陽江場・饅頭・博学・富林・洞石・朝祿・刺

銅虚等九務

② 歲

①稿，潮。本文参照

②補，等虚

426・000

旧域新務表

熙寧十年

陽	春	県	W11R1	806・853	③記号は南恩州の新務表に同じ
銅	陵	場	③ W11T1	8・646	
陽	江	場	W11T2	3,007・285	
博	学	場	W11T4	7・552	
富	林	場	W11T5	4・034	
刺	銅	場	W11T6	5・811	
朝	祿	場	W11T7	2・343	
饅	頭	場	W11T8	11・370	
	計		8務	3,854・894	

以上の旧務表及び新務表の税額を税額表にまとめる。次に①を輯稿は「潮祿」とし、補編は「朝祿」とする。また春州が割出された W11南恩州新務表に「朝祿」がみえるので、輯稿の春州旧務表の「潮」を「朝」に改めておく。

W16春州 税 額 表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対 比
州	—					①州：県：鎮：場＝—：—：—：—
県	1	806	同左	21	806	同左
鎮	0					②州県：鎮場＝—：—
場	7	3,044	434	79	3,007	2
計	8	3,850	481		計差	4貫
州 県					州	0.8
鎮 場					場	3.8
県鎮場						③州：県鎮場＝—：—
						④州：県＝—：—
						⑤県：鎮場＝0.2：1
						⑥鎮：場＝—：—
						⑦旧務：新務＝8：9
						⑧旧税：新税＝1：9.0
						⑨旧税平均：新税平均＝1：10.2
						⑩増額率 803%
						旧税 426 旧務数 9 旧税平均 47

W16春州 税 務 表

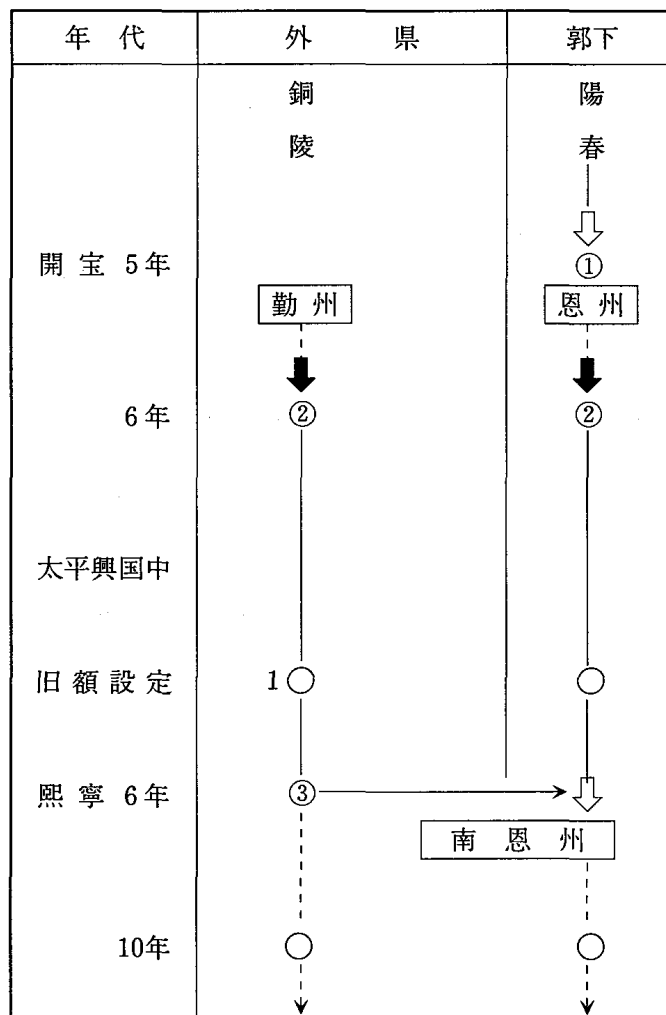
比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廃 務 率	新 設 率	税 務 変 動 率	名 目 増 減 率	郷 鎮			
									郷 鎮 比 率		鎮 置 務 率	
旧	100		77		11	0	11	-11	州	—		—
新	100		88						県最高	0		
					県最低	0						
旧	外 県 数	置 務 県 数	鎮 場 数	州 県 務 数	廃 務 数	新 設 数	実 質 増 減	移 管 務 数	郷 数	鎮 数	置 務 鎮 数	
												3
新	1	1	7	2	1	0	-1	—	計	3	0	
旧 務 合 計	9		旧		新		郷	鎮	最少			
新 務 合 計	8		0		—		3	0	最多			
									3.0	0	平均	
機 関									鉄場 1		置務数	0
											置務率	0

W16春州 旧域地理表（都共戸 主 392）

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考		水 系 計 1
下 陽春	郭下	3	0	0	場1	攬溪鉄場		漢陽江 1
計 1		3	0	0	1	土産	鍾乳, 蕉, 葛, 石斛, 無絲蚕	5種

土産・戸は寰宇記による。他はW11南恩州地理表による。

W16春州 県変遷図



(2) 税務

春州の太平興國中の管県は、寰宇記158に、「元領県四。今一。陽春」とみえ、郭下の陽春県のみをあげる。しかし、県の記載部分には、陽春県及び銅陵県があげられている。また春州の本文に次の如くみえる。

①開宝五年。廢州以其地隸恩州。

②至六年。復置。中略。又廢勤州。以富林県入銅陵一県來屬。從本道轉運潘美之請也。

①は春州が開宝5年に廢されて恩州に割入されたことを伝える。②は同6年に春

州が再設されたこと、及び勤州が廃され、その属県の富林県が銅陵県に併入されたこと、更にその銅陵県が春州に割入されたことを伝える<sup>(2)</sup>。

②から開宝6年に銅陵県が春州の属県とされたことがわかる。したがって寰宇記の冒頭にあげた文の「今一。陽春」は明らかに誤りである。後文に陽春・銅陵の二県の記載を行っているにもかかわらず、こうした記述がなされた理由は明らかではない<sup>(3)</sup>。「今二。陽春・銅陵」と改めておきたい。

次に九域志9・南恩州・置廢に、次の1条がみえる。

③熙寧六年。廢春州。（陽春）県復隸州。仍廢銅陵県入焉。

③は熙寧6年に至り、春州を廢して陽春県を南恩州に割入したこと、及び銅陵県はこれを廢して陽春県に併入したことを伝える。以上の①～③を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は銅陵県のみで、旧務表に同県がみえるので、旧置務率は100%である。旧域の県は陽春県のみで、旧域新務表に同県がみえるので、新置務率も100%である。次に旧9務は、州県務2・鎮場7であり、旧鎮場率（7÷9）は、77%になる。新9務は、州県務1（陽春県）・鎮場8であり、新鎮場率（8÷9）は、88%になる。

次に旧9務のうち旧域新務表にみえないのは、洞石務である。旧春州は南恩州のみに割入されたので、洞石務は廢務である。廢務率（1÷9）は、11%になる。新9務はすべて旧務表にみえるので、新設務はなく、新設率は0%である。なお旧域内における移管務はない。

廢務1・新設0であり、実質増減は1務減になる。また税務変動率（ $(1+0) \div 9$ ）は11%で、名目増減率（ $(8-9) \div 9$ ）は11%減になる。

次に旧域地理表によれば、春州の郷3・鎮0であり、県の郷鎮比率は0%である。1県であるので、郷の最多・最少・平均はともに3郷である。鎮の最多・最少・平均は0で、鎮置務率はない。次に旧域地理表に鉄場1がみえるが、旧域新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

### 注

(1) 方域 7-23に、上記の注(1)の分に続いて、「大中祥符九年。廢省入新州」(原文、入省)とみえ、更に「天禧四年。復置」とみえる。即ち春州は大中祥符9年に廃されて新州に割入され、天禧4年に再設されたとする。九域志・地理志・広記・紀勝及び事実の春州・南恩州・新州などにみえないので、春州の大中祥符廢州・天禧再設の方域の記述はとらないことにする。

また紀勝98・南恩州・陽春県の注に、「熙寧六年。廢勤州富林県。省入銅陵県」とみえ、熙寧6年の勤州富林県の廢県と銅陵県への併入を記すが、他書は開宝6年とする。熙寧6年の廢県はとらないことにする。なお春州旧務表でも県は銅陵県のみで、富林は鎮場として記載されている。

(2) ①②と近似した文は、方域 7-23・春州にもみえる。即ち「開宝五年。廢入恩州。復置。中略。廢勤州。以銅陵県隸」とみえる。

(3) 寰宇記は「元領県四。今一。陽春。三県廢。流南・羅水・西城」と記し、その後に改行して、「廢勤州元領県二。今一。銅陵。一県廢。富林」と記している。他州からの割入を別記する方法をとっているが、開宝6年にはすでに銅陵は属県になっていたので、寰宇記は太平興國中の制を記す書であるから、「今一。陽春」はやはり誤りである。この「今一。春陽」は開宝前の記述を引いたとみなければならない。

### おわりに

以上に考察して整理した広南東路諸州の税務・税額のうち、各州の州額・県額・鎮額・場額がそれぞれ州計に占める率、及び州県鎮場の数を示すと次の表1の如くである。州県38、鎮場93で税務の総計131は、全国的水準では高い水準である第Ⅲ水準にはいる路である。またそれらの税務の税額合計は大約24万貫(表2)であるので、やや高い水準である第Ⅱ水準に属する。次に表1の指標によれば、活動規模ではAIに属する州は東路14州軍のうち10州で最も多く、エリア活動では、BⅡに属する州10で最も多い。東路の商業活動状況の基調はAIBⅡ型である。すなわち東路では多くの州で地方エリア活動が発展したが、地方エリアにおける商業規模は行政都市商業の規模に比して小さかった。

次に東路の変動状況は表2に示しているように、商業規模が拡大した州が多く、14州軍のうち12州が拡大しているので、全体的に見ると東路は規模変動ではFI型に属する。また激増州10で、甚だ多くの州で著しい発展がみられる。次にエリア指標によると活動エリアが拡大したGIの州8、縮小したGIIの州5、停滞したGIIIの州1であり、エリア変動ではGIVに属する。なお変動がなかったのは1州であり、ほぼ全域でエリア変動が生じていた。規模・エリア両指標によると、広南東路商業活動変動は、活動規模では著しい発展がみられたが、活動エリアでは拡大州と衰退・停滞の州とに大差はなく、著しい発展はみられない。

表1 W 広南東路 商業活動基調

州 軍	税 額 比 率 (%)					計	税 務 数				合 計	比 率	
	州	県	計	鎮	場		州	県	鎮	場		州	鎮
W1	54	31	85	4	11	15	1	5	7	7	20	30	70
W2	67	5	72	8	20	28	1	3	1	11	16	25	75
W3	33	67	100	0	0	0	1	2	0	0	3	100	0
W4	51	35	86	10	5	14	1	2	2	8	13	23	77
W5	89	9	98	2	0	2	1	2	3	0	6	50	50
W6	61	39	100	0	0	0	1	2	0	0	3	100	0
W7	31	0	31	0	69	69	1	0	0	7	8	12	88
W8	40	16	56	43	1	44	1	1	2	1	5	40	60
W9	84	0	84	0	16	16	1	0	0	3	4	25	75
W10	66	10	76	24	0	24	1	1	2	0	4	50	50
W11	47	11	58	0	42	42	1	1	0	10	12	17	83
W12	77	16	93	7	0	7	1	1	1	0	3	67	33
W13	33	20	53	16	31	47	1	1	3	20	25	8	92
W14	54	46	100	0	0	0	1	3	0	0	4	100	0
平均	56	22	78	8	14	22	計	14	24	21	67	126	——
型	州 軍 記 号					型	州 軍 記 号					路の基調	
AI	W1~W6, W9, W10, W12, W14					BI	W3, W6, W14					A I B II	
AII	W7					BII	W1, W2, W4, W5, W7~W11, W13						
AIII	W8, W11, W13					BIII	W12						

表2 W 広南東路 商業活動変動基調

州 軍		W1	W2	W3	W4	W5	W6	W7	W8	W9	W10	W11	W12	W13	W14	備 考	
商業活動指数	規 新 額	7	3	-	3	0.7	0.5	1	2	0.1	0.5	0.7	1	4	2	大約24万貫 7万の州1, 5万以下の州13	
	模 増額率	154	442	-98	180	87	118	501	643	-63	12	757	119	427	344	100%以上の州10, 0%の州0, 12~87%の州2, -98~-63%の州2	
	エ リ ア	増減務	8	3	-1	6	2	-22	-1	3	2	-11	3	-3	17	0	増務の州8, 減務の州5、不変の州1
		廃務率	0	46	50	0	0	96	25 787	0	0	73	0	50	12	0	100%以上の州0 12~96%の州7, 0%の州7
		新設率	57	69	25	140	50	8	12 75	300	200	0	300	0	225	0	100%以上の州5 8~75%の州6, 0%の州3
		変動率	57	115	75	140	50	104	37 162	300	200	73	300	50	237	0	100%以上の州7又は8, 37~99%の州6又は5, 0%の州1
	路 の 基 調	FIGV	備 考	規 模	増額州数：減額州数：不変州数 = 発展州：衰退州：停滞州 = 12：2：0 増額率の幅：減額率の幅 = 発展度：衰退度 = 12~757%：-98~-63%												
				エ リ ア	増務州数：減務州数：不変州数 = 発展州：衰退州：停滞州 = 8：5：1 増務数：減務数 = 発展エリア：衰退エリア = 44：38												
100%以上の新設率大 = 局地的甚しいエリア発展の発生 5州																	



商稅統計資料一覽表

注 ①②…は、本文の各州軍の旧務表・新務表の欄外注の番号と一致する。

広南東路	W		在城	W2	16,962・154
			翁源縣	R1	57・121
			樂昌縣	R2	622・454
廣州	W1		仁化縣	R3	562・195
旧在城及清遠・增城・新會・四會・信安・懷集			濠瀆鎮	S1	1,903・575 <sup>④</sup>
縣・扶胥口・尼子・馬頭・上岡・厥口・吉河・			白石場	T1	50・287
東南河道十四務			大湖場	T2	30・531
歲		27,022・000	浙橋場	T3	2・574
熙寧十年			靈源場	T4	181・790
在城	W1	37,308・229	伍汪場	T5	126・773
增城縣	R1	2,526・394	⑥ 岑水場	T6	2,113・237
新會縣	R2	5,616・728	黃坑場	T7	1,160・135
清遠縣	R3	6,770・084	⑦ 蘇平場	T8	296・000
懷集縣	R4	1,489・369	大富場	T9	9・241
東莞縣	R5	5,047・418	石膏場	T10	7・000
金牛・馬頭・上岡・馬寧等鎮			州頭津	T11	1,219・331
			循州	W3	
			旧在城及興寧・龍川・羅翊四務		
			歲		2,590・000
			熙寧十年		
			在城	W3	16・135
			長樂縣	R1	32・786
			興寧縣	R2	1・996
			潮州	W4	
			旧在城及潮陽・松口・招迎・黃崗五務		
			歲		10,799・000
			熙寧十年		①
			在城	W4	15,329・174
			程鄉縣	R1	2,922・962
			潮陽縣	R2	7,639・265
			圃灣鎮	S1	2,740・357
			黃崗鎮	S2	189・925
韶州	W2				
旧在城及翁源・樂昌・仁化縣・濠瀆・白石・靈					
源・樂昌場・玉壺鎮・螺坑・馬嶺・舟頭・高					
藤津十三務					
歲		4,662・000			
熙寧十年					

橫衝錫場	T1	188 · 000
③ 烏關溪銀場	T2	150 · 000
石阮銀場	T3	8 · 500
樂口銀場	T4	590 · 650
強豐濟銀場	T5	· 322
松口務	T6	31 · 451
焦溪鋪	T7	200 · 951
招迎鋪	T8	292 · 028

連州	W5	
旧在城及桐臺 · 清瀧 · 保安四務		
歲		4,115 · 000
熙寧十年		
在城	W5	6,859 · 456
陽山県	R1	312 · 432
連山県	R2	370 · 272
桐臺鎮	S1	82 · 391
清瀧鎮	S2	63 · 642
② 保安鎮	S3	26 · 755

賀州	W6	
旧在城及遼崗市 · 武安市 · 短潭市 · 北度市 · 樊村市 · 南鄉市 · 太平市 · 古潭市 · 川石市 · 白博市 · 古城市 · 亭步市 · 實城市 · 憑乘市 · 大山市 · 廣利市 · 白霞市 · 龍崗市 · 龍合市 · 龍腹市 · 遼峽溪市 · 清河市 · 寶建市 · 桂嶺市 · 二十五務		
歲		2,430 · 000
熙寧十年		
在城	W6	3,238 · 471
富川県	R1	1,498 · 496
桂嶺県	R2	585 · 981

封州	W7	
旧在城及開建県 · 六虛市八務		
歲		1,823 · 000
熙寧十年		

在城	W7	3,359 · 482
外場	T1	215 · 696
五虛	T2	2,016 · 142

③ 端州	W8	
旧在城一務		
歲		2,659 · 000
熙寧十年		①②
在城	W8	7,914 · 601
四會県	R1	3,237 · 980
山水鎮	S1	21 · 570
③ 胥口鎮	S2	8,505 · 301
⑤ 黃客步	T1	90 · 827
		⑥

新州	W9	
旧在城一務		
歲		3,001 · 000
熙寧十年		①
在城	W9	918 · 074
索盧場	T1	30 · 071
信安場	T2	77 · 454
布榮場	T3	62 · 340
		②

康州	W10	
旧在城及都成 · 悦城 · 瀧水 · 新虛 · 歸虛 · 晏虛 · 霸圓 · 合水 · 橫崗 · 都合 · 扶蠶 · 馬虛 · 招商 · 房店十五務		
歲		5,055 · 000
熙寧十年		
在城	W10	3,734 · 785
瀧水県	R1	586 · 000
④ ⑤ 都成鎮	S1	857 · 415
悦城鎮	S2	520 · 612

南恩州	W11	
旧在城一務		
歲		846 · 000

熙寧十年		
在城	W11	3,393・769
陽春県	R1	806・853
銅陵場	T1	8・646
陽江場	T2	3,007・285
峒山場	T3	3・200
博学場	T4	7・552
富林場	T5	4・034
刺峒場	T6	5・811
①朝祿場	T7	2・343
鋤頭場	T8	11・370
白水場	T9	4・832
丹輪場	T10	2・854
南雄州	W12	
旧在城及始興・邑溪・懷化・溪塘・下坡六務		
歳		6,073・000
熙寧十年		
在城	W12	10,202・839
始興県	R1	2,133・567
溪塘鎮	S1	991・823
英州	W13	
旧在城及洽光・清溪・禮平・賢德・堯山・竹溪・		
羅口八務		
歳		8,204・000
熙寧十年		
在城	W13	14,313・242
洽光県	R1	8,636・402
竹溪場	T1	910・158
鐘峒場	T2	177・296
大康場	T3	1・200
宜安場	T4	894・848
羅口場	T5	3,224・884
清溪場(鎮)	S1	5,775・938
堯山場	T6	974・984
師子場	T7	425・904

賢德場	T8	829・359
銀江場	T9	230・481
鳳林虚	T10	194・794
大岡虚	T11	788・116
陽溪虚	T12	483・600
板步虚(鎮)	S2	307・404
長岡虚	T13	482・622
①黄中虚	T14	601・277
②臺石虚	T15	846・005
光口虚(鎮)	S3	393・204
龍崗虚	T16	435・317
白駒虚	T17	928・076
③回口虚(鎮)	S4	776・191
蓮塘虚	T18	351・000
三接團	T19	322・400
惠州	W14	
旧在城及河源・博羅・海豊県四務		
歳		3,591・000
熙寧十年		
在城	W14	8,577・777
河源県	R1	3,675・673
①博羅県	R2	1,428・276
海豊県	R3	2,289・443
梅州	W15	
旧在城及雙派場二務		
①歳		1,043・000
今	W15 廢	
春州	W16	
旧在城及銅陵県・陽江場・鋤頭・博学・富林・		
洞石・朝祿・刺銅虚等九務		
①歳		426・000
②今	W16 廢	